紀伊國名所圖會三編

二之巻

伊都郡

ル 4
1833
12

門 ル4
號 1833
卷 12.

紀伊國名所圖會三編卷之二目錄

伊都郡川北

畿内南限
加勢田神社
大宮四社明神
堀越觀音
大神宮
八國ゐつぶ
道の王石 御所芝
行合坂
蹉跎權現社
市御借屋回跡
坂上清澄
姫妖山 姫妖川
文覺堰
十六勢塚 眠尾 藏王ケ嶽 槙尾道
佐夜久宮
搨猩卿 産物 川上酒
大日寺 車瀬
位右社
觀音寺
三重塔跡
總社三部明神
大我野
舟岡山
仙人翁墓
燈明嶽 定福寺
草田山城跡
椿の森
西福寺
瀧の井戸
狭屋寺回跡
姥瀧
醫王寺
妙樂寺
萩原古驛
産物紅花
文藏瀧
月壽房圓雅
鏡宿
地藏寺
小田神社 小田堰
醫立寺
錢坂城墟
坂上墓澄墳
相賀驛

東家村（東家濱に）
陵山
紀伊見峠
不動山
西光寺
霜山城跡
隅田川
落合不動

松ヶ橋
相賀八幡
河開梁維範
小後寺
闇鰻頭
高橋
庵侍
六人部氏

橋本町（川上船土屋氏齋）
牡川氏宅址
調御房定嚴
霜州烟草
利生護國寺
隅田八幡宮（古鏡）
待乳山
紀和兩國古堺

地藏寺（應其寺）
隅田一族（葛原氏齋）
妻の森
高尾城跡（平野城跡）
粉河田
堺川

日本書紀云
天武天皇
八年十二月
紀伊國伊力
郡高安山
其狀如蘭
圍長二丈
蓋二丈圍

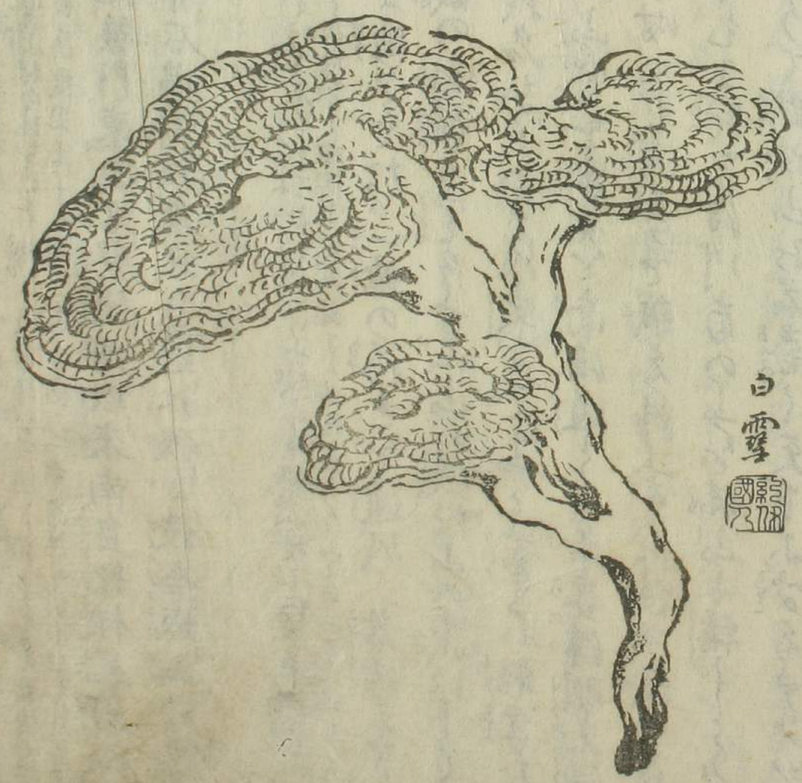

伊都郡東ハ大和國宇智郡西ハ紀伊郡西ハ本國那賀郡南ハ有田郡北ハ河内國和泉郡
幾内南限當郡の西端背山村の地を以て名称に及ぶ當郡の郷名五神戸賀美村揖取村等あり
日本書紀云 大化二年凡畿内東自名墾横河以來南自紀伊兄山以來
兄山制曰 西自赤石櫛淵以來北自近江狭々波合坂山以來爲
畿内國

妹妹山 妹山ハ濱田村より今長者屋敷と云て妹山を背山村より今伏山と
紀川を隔て相對す或説に大和國の妹妹山あり共に甚遠し
西山乃陳大よ迫りて たかとの天皇紀
して袁を邦畿の南限と定る人兄山ハ狭紀山の義にして地
形より記せる名なるべし紀史に兄山と書るハ僻字なる
べしこゝに此山背を城ると南海道より牟婁津明光浦な
ど行幸乃時こゝを城えなれ共狭紀の義よ
りも形して見る對を名川南の山を妹山と稱しるべ
風俗せしにより て妹妹山と名善く天下に知られ

紀三編二ノ二

きの世あり けん此もろ〻雄子長者といへる富豪の者
けりもろ〻妹山のかたちもゞろふして風流を愛し
山を平らして玉樓を搆へ絲竹管絃の遊び絶なりけ
ればいつしか長者屋敷とよびもてなす遂に妹山と名を
失ひ妹山もまた山足絶られ閑さて今の官道となりよ
る妹妹の姿大に移移きりとぞ 或云妹妹山と郷俗に雄子長者屋敷者の名称ありといつて
ちづるられ ちんぐそ 遂に妹山と遊遊せしとかたり

萬葉一コレヤ 越勢能山時阿閦皇女御作歌
此也是能倭爾四手者我戀流木路爾有云名爾負勢能山
丹比眞人笠麻呂往紀伊國超勢能山時作歌一首
同三 栲領巾乃懸巻欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有
春日藏首老郎和歌一首
同三 宕奈倍吾背乃君之負來爾之此勢能山乎妹者不喚
小田事主勢能山歌一首
同三 眞木葉乃之奈布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家牟

妹脊山
竜門山
拾遺
いもせの
やまぢ
西代
風村

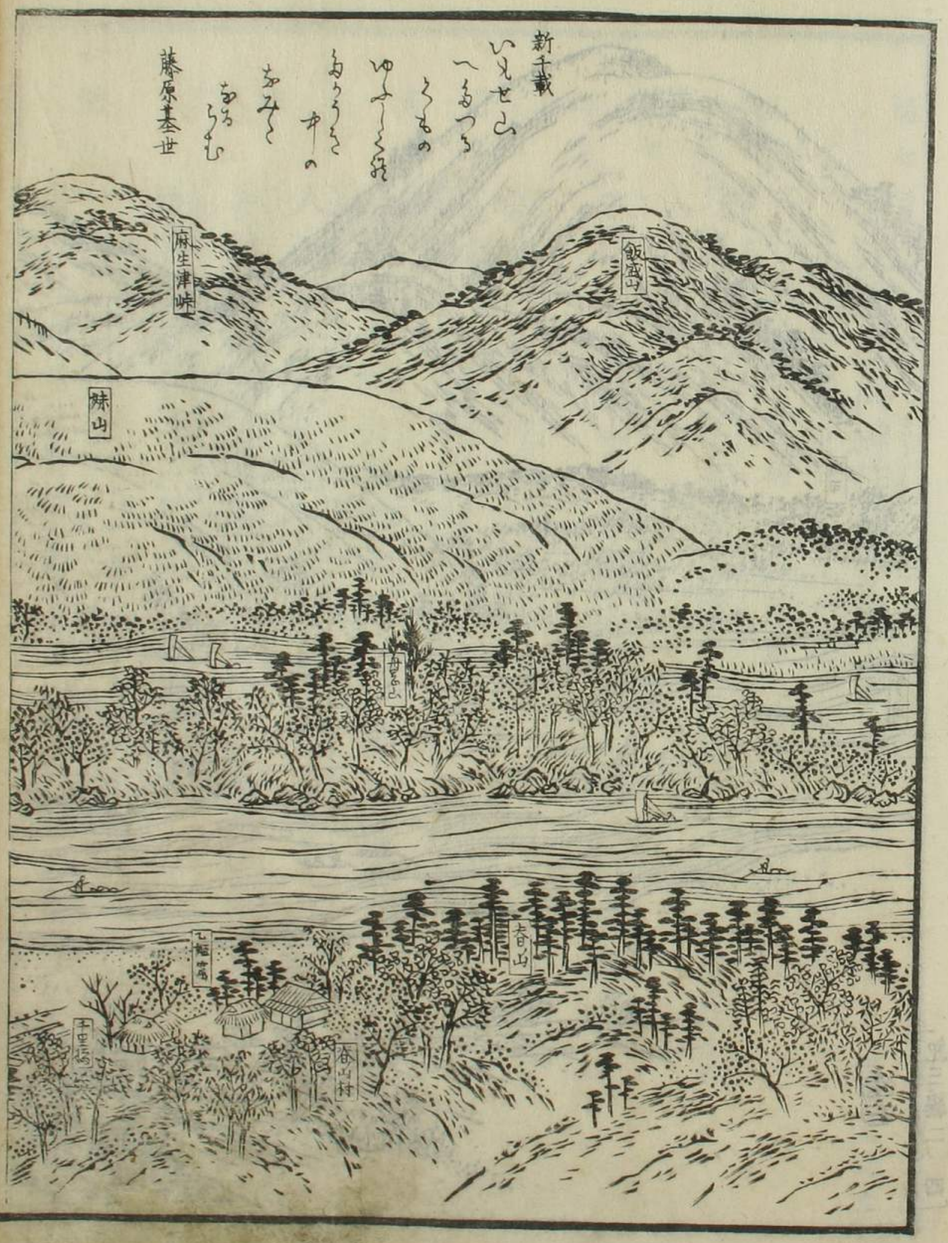
新千載
いもせ山
へるつる
くもの
ゆきしらぬ
ゆくすえ
ゆくすえ
ゆくすえ
藤原基世
麻生津峠
妹山
脊山
脊山村

同七　大穴道少御神作妹勢能山見吉

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所誂娘子笠朝臣金村作歌一首并短歌

長歌ノ文真土山の条入ル

柿本人麻呂

同四　後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎

同七　木道爾社妹山在云櫛上二上山母妹許曾有來

詠山

同　勢能山爾直向妹山事聽屋毛打橋渡

羈旅ノ作

藤原卿

同　麻衣著者夏樫木國之妹背之山二麻蒔吾妹

同　妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏佐

同　人在者母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山

同　吾妹子爾吾戀行者乏雲竝居鴨妹與背能山

同　妹當今曾吾行目耳谷吾耳見乞事不問侶

大寶元年辛丑十月太上天皇大行天皇幸于紀伊國時歌

同九　勢能山爾黄葉常敷神岳之山黄葉者今日散濫

同十三
木國之濱因云鰒珠將拾跡云而妹乃山勢能山越而行之君何來座跡玉鉾之道爾出立夕卜乎吾問之可婆夕卜之吾爾告良久吾妹兒哉汝待君者奥浪來因白珠邊浪之縁流白珠求跡曾君之不來益拾登曾公者不來益久有今七日許早有者今二日許將有等曾君者聞之二二勿戀吾妹

又歌五首
今畧ス

古今
ながれては妹背の山の中におつる吉野の川のよしや世の中　よみ人しらず

後撰
むつまじき妹背の山の中にさへ隔つる雲のはれずもあるかな　同

金葉
妹背山峯のあらしや寒からむ衣かりがね空になくなり　公実

新勅
あさみどり霞わたれる絶間よりみれどもあかぬ妹背山哉　中納言國信

新續古
いかでわれよしのゝいろか妹背山中なる川の山ぶきの花　藤原雅永

妹背川（いもせがは）
紀川妹山背山の中を流るゝ間の名なり

續後撰
いもせ川なびく玉藻のみかくれて我はこふとも人はしらじな　よみ人しらず

續古今
ながれゆく瀬々もさだかにいもせ川ありなしならべてなん絶のうらて　参議篁

玉葉
妹背川昔ながらの中ならば人のゆききの影はみえまし　尚侍藤原満子

新千載
妹背川かへらぬ中のながれにはうき涙にも袖ぞぬれける　清輔

新後拾遺
春くればやがて霞の中に落るいもせの川も氷とくらし　攝政大政大臣

頼通公高野詣記
十七日壬午天晴辰刻供御膳所之饗饌了令立宿給之間國司艤華船於河邊令候氣色殊有許容忽以移御爰解錦纜而漸擢妹山妹山之紅葉浮沈巻珠簾而閑望斜岸遠岸之青苔展茵或有碧潭之湛々或有白沙之漠々奇巌怪石繞之參差古松老杉亦以雜插凡毎所无不驚眼毎物莫不發興其西不經幾程艤之止御船

狭衣物語
たゞよはし小舟にてこそ漕よりて過ぐれども〇乃せきちぞむすれかどりもせきとめられ人々はゆかしきかりけりに合る絵ふるきかゝりし所水おもしろくみてそいとをかしけれ

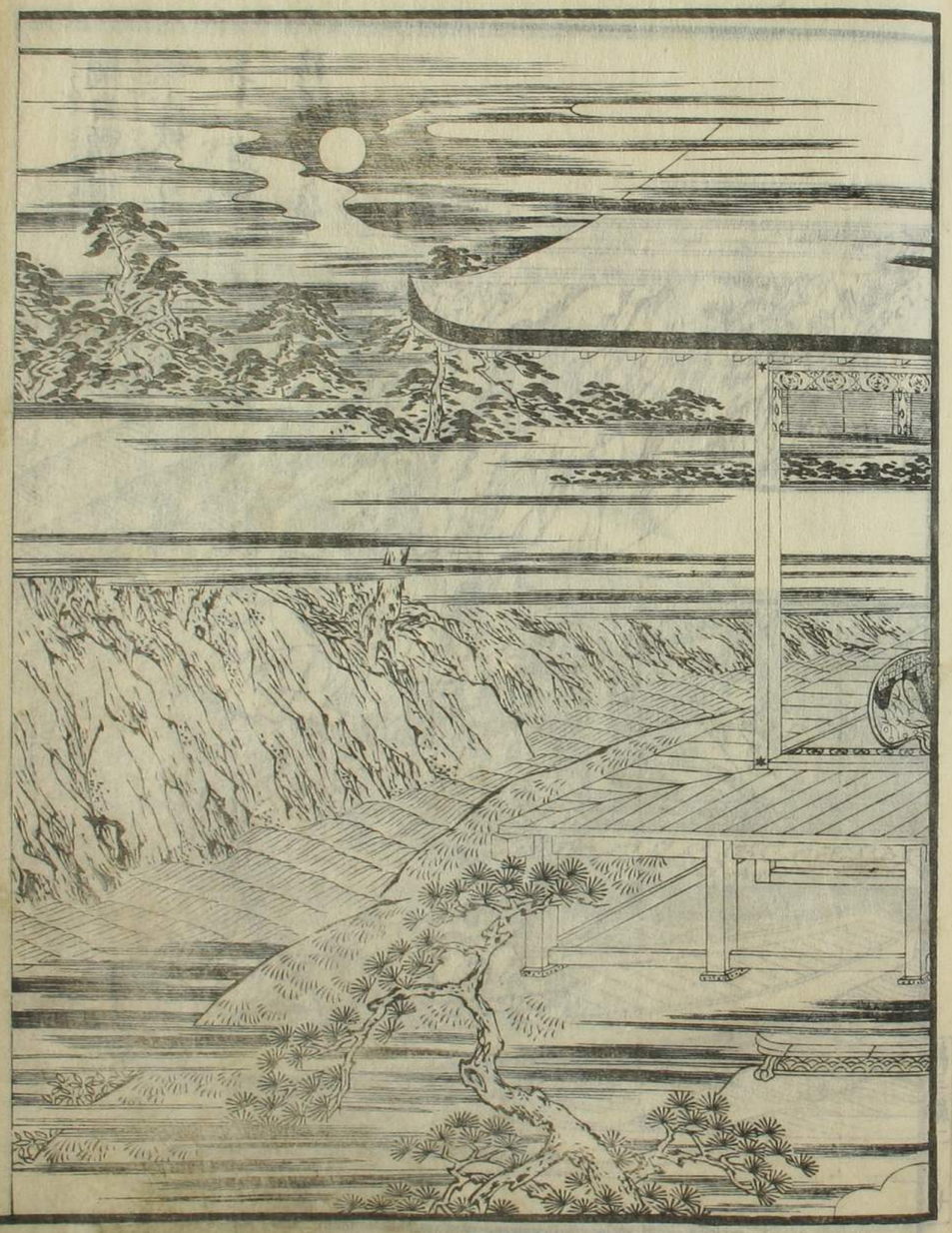

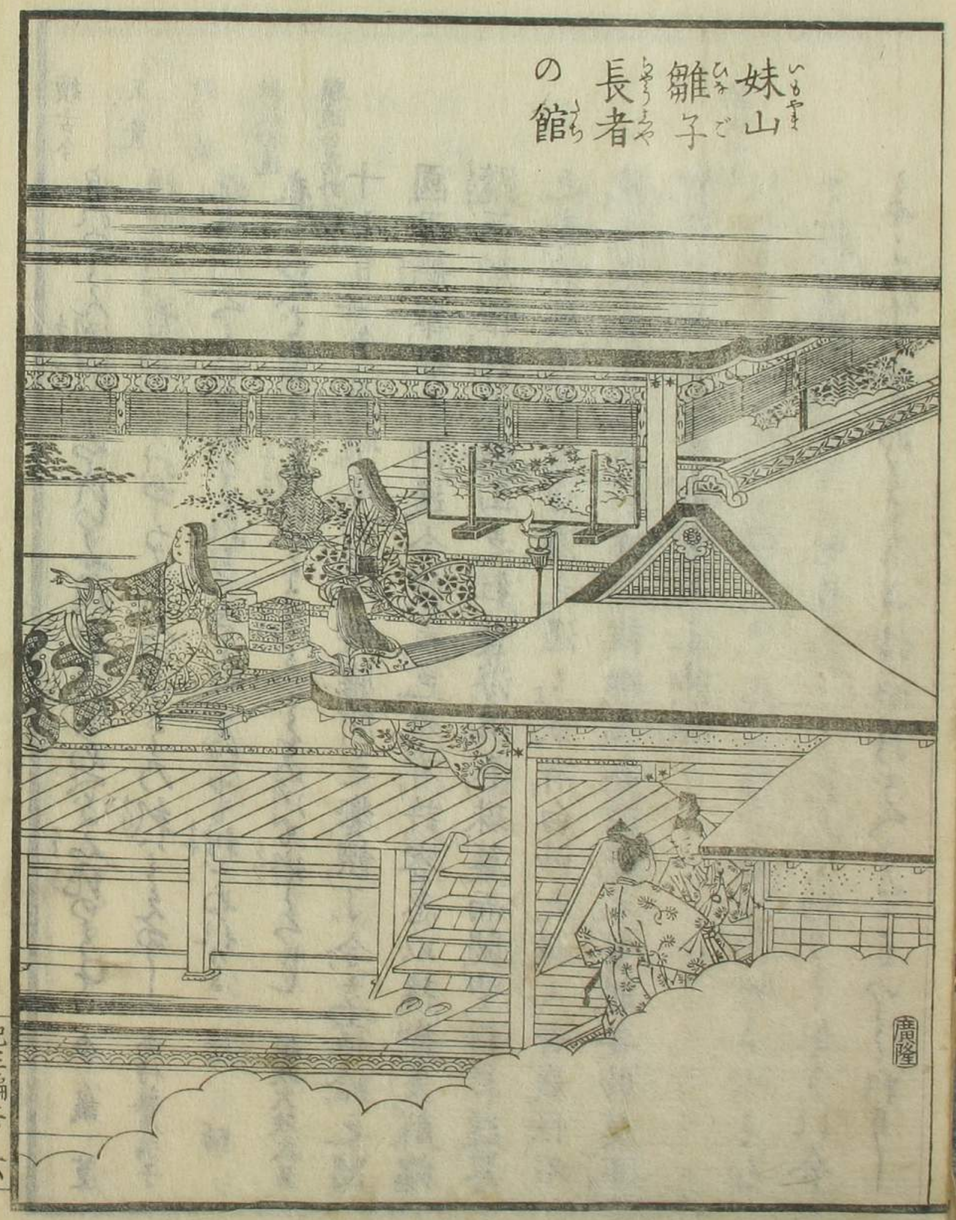
妹山
雛子
長者
の
館
廣隆

関白頼通公
妹山妹山の間
あく遊覽

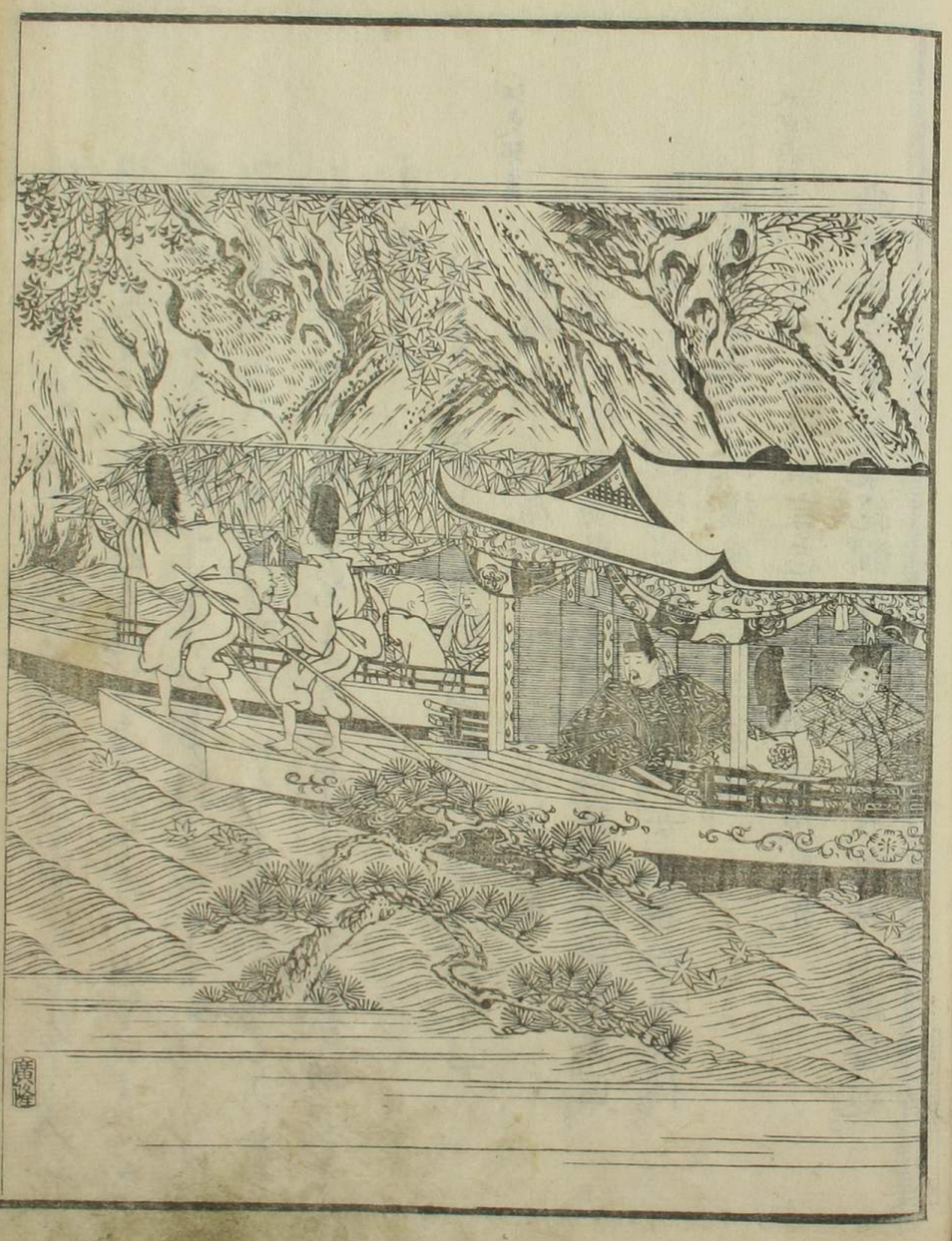

[illegible]

江吏部集

妹嬬山下ト居　大江匡衡

一従山脚ト林泉塵事無侵正澹然。羅帳月前開鏡匣。
松窻風底撫琴絃。陽臺曉夢雲相似。女几春心水自傳。
萬歳藤爲隨手杖。攜來乗興弄潺湲。

本朝無題詩集

秋高野山言志　本集七言律今撮要句　藤原敦光

幽林路窄攀紅葉。絶澗梯危滑翠苔。妖艶妹山纖黛遠。

老衰祖木厚皮摧。自註云野山之傍有一山号妹山

舟岡山　妹妹山の中間大川の中ほどに舟の如く形なる小島をいふ舟岡と名とれり妹山と一山のごとく川をへだてゝ此島の南方を往来流れの中ほどに一本結天の社あり松樹多く寺巖ありと

神中抄云

題略云紀伊國より吉野川を渡て妹の山背の山とて高き山あるなり背ゆくせゝらぎ河浅くゆく中に巨石を積じけり往て妹うらてせの山乃方近く塩くさ吉野川をゆく舟多くかのいもとせうとうれ二つ岩山の中に小山あり是をいふせゝ山といふ

紀伊国名所図会云妹山と呼ぶ

粉河八景の詞書云

陽ゝ妹山陰ゝ脊山ゝと南ゝわれ苦野川ハ中絶ゆ西ゝ高く松千年乃松老ゆ枝さかりをうゝ又妹背山中ゆゝて川中ゆゝ岩山ゆゝ彩ゝ彩ゝ紅葉を紅葉ゝ岡山ゝ高ゝ高松枝葉ゝ葛藤蔓延して深淵を覆ふ

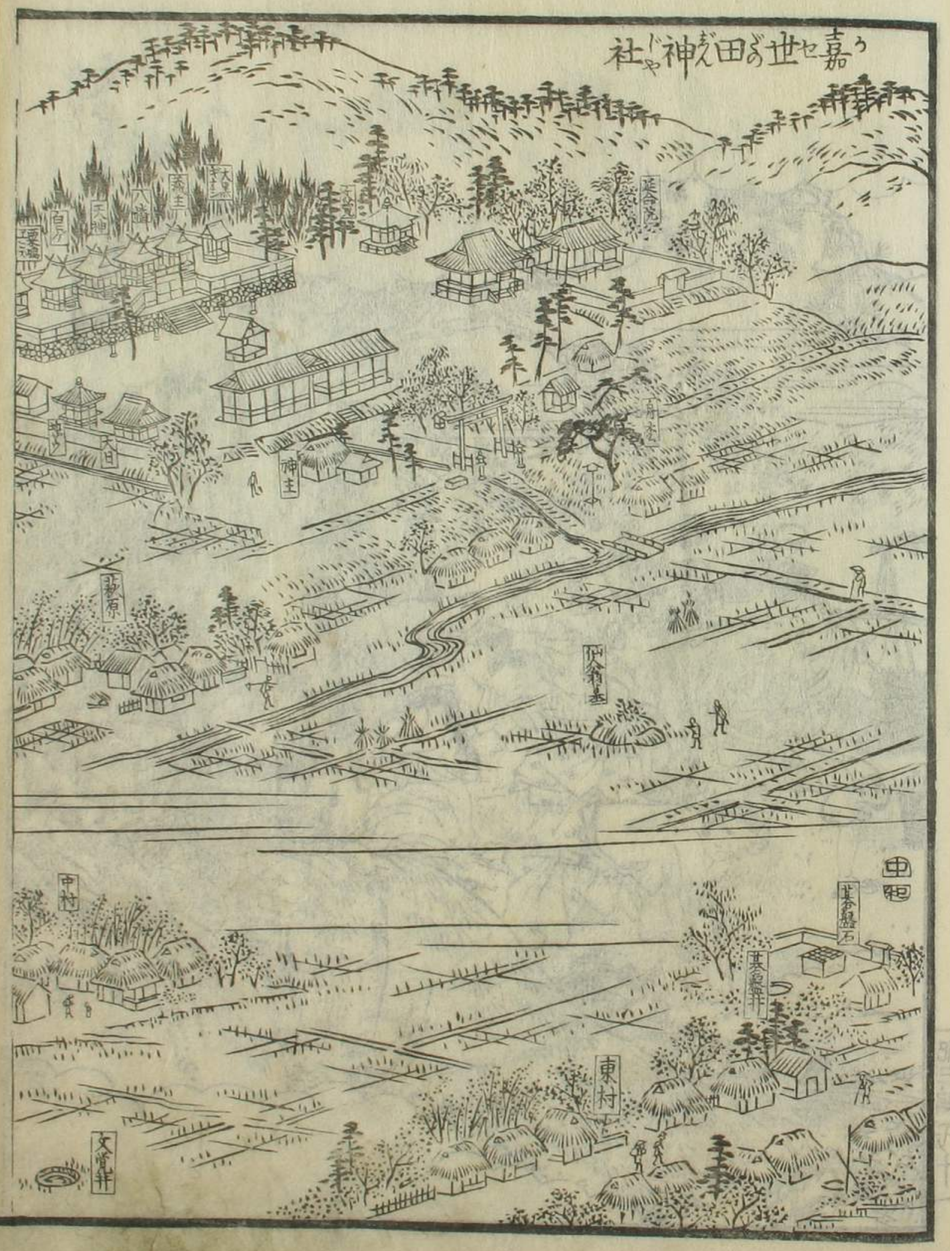

頂ニ鞭財天を祭り谷山ニて八幡を安し谷山村より千
里橋といふ所あり昧山の麓を志富田村ニて縁起ニ注
昔此村乃信女家を運びて観音堂を建立す
又南小山縁えて蛾眉ニ比しつゝ松風颯々として天鵞
流る岩ゝ せゝらぐ川音ゝ碧潭乃蓋ゝ青紅ふ
秋の紅葉ハ月ゝやゝ紅を添あれさいゝもゝ

萩原古驛 今萩原村と云 延喜式云 西ノ山馬寄を経て背山のゆゝを経て富村ゝ出るを古道云

紀伊國驛馬 萩原八匹 日本後紀云

弘仁二年四月廢紀伊國萩原名草賀太三驛以不要也

同三年四月廢紀伊國名草驛更置萩原驛云云

寶来山大明神社 萩原村ニ云 賀田庄中の社 神ゝ中社ハ社 末社五社あり

○神寶 鉄弓 二張 ちカ 一振 銘 賀翌田荘日本大大福田宝来山大明神天正八年八月上旬國次作

神像 一幅 文覚像 古画ゝ 賛畧之

○鳥居 勅願長二尺五寸横一尺五寸書絆精神あり

文覚上人加勢田庄堰を造る図

廣隆

當社ハ夷賊降伏の神ホ神〻〻海外乃地より七珍万宝を
本朝ニ貢もをる海路を守護し給ふ霊神なれど宝来山
〻ハ称くまつるゝ所や一説ニハ宝来ハ蓬萊乃假文字なる
べしなれ秦の徐福が故事によりて本國熊野乃地を蓬
萊ともいへること世に初る所なり當社を即熊野三社權現
を紀ヲ又此地ニ仙人翁といひし人もいうしうぶ蓬萊の名
あるゆゑんといへり牡丹ハ考あれども今詳ならず往
寿永の比ほとゝぎす放ちうゝ　後白河上皇この地を山城國高
雄山神護寺ハ領ニ布施しあまひさきに言ふ乃文覚上
人志願あって熊野高野ニ詣せられつる序ニ此領地ニ湯と
留ゝれしおゝ特ゝ當社の再建ハ例ハ神文寺ハ是
く牡丹の縁後〻ハ此地水潦ニ〻作毛の旱
損うち續き古民乃患ひなゝ〻ハ上人熊

紀三編二ノ十二

野〻〻てとゝうゝ思ひ〻〻ハ此地を巡見を乗り小〻尚
ほ〻〻葛城乃連峯秀出し渓泉湧ありて〻〻ハ上人
例の豪邁なるバ則古民を指揮して巨巖を切ヲ鑿ち溝洫
を作〻〻ハ先日形〻〻して切なり領内の田地飽まで水を注
ぐヲを得ゝ此ニ和ゝ里人大ホ上人ハ知器を感し表
ふ〻て限りなし〻ハ〻〻より毎年七月廿二日ハ上人ハ紀恵乃居
ふ〻て郷中の寺僧を請ジ當社ハ於〻法華會を修し天
正の頃より高野の領ニ没収をゝれといへとも法會ハ
怠るヲ形〻後大永年間加勢田仙人翁是者といふ豪富
ハ者あって大ニ當社を崇敬して同五年ハ
原帝の震筆ハ額を給ゝり今ハ廣前の名居ニて
神威乃盛なる紙表ぜり額面の文字ハ正一位勲八等日本第
一大福田寶来山大明神と書させ給ふ

文覺堰 同村領山にあり寿永年中文覺上人の切る所なり傳へ聞く前衛[illegible]

仙人篠是古墓 東村古乃の例に小さき塚の形にて高壇[illegible]東西に二字あれども[illegible]

○碁盤石 同村人家此庭中にあり[illegible]

篠ハ此地乃富豪にて大永年間高野山福藏院を後見せし比 後相原院の三宮青蓮院宮堂山に移ひて志ら〳〵其院に御滞留坐せり篠忠やう仕へを孔此ゆ叡聞に達し綸旨を賜はりて[illegible]功成賞し[illegible]文中ハ紀泉両國乃僧侶の代官といふを免さるゆゑ[illegible]ゆゑ[illegible]孫湯ゆゑ小農吏等に官位[illegible]免しられて其咎を蒙りて遠放をゝれを家絶しゝ

下綸旨於我國紀州伊都郡

高野山禁裏御宿坊之事小田原御所坊也并唐船高麗琉球船祈禱守可任先例候次下山天野御宿

御殿役人参内仙人篠是古也兼又三宮青蓮院有古ゆゑ細高野住山之時是古種〻忠節無比類候由門跡一同奏上叡感之餘紀州泉州堺南北僧侶官位之御代官永可傳家者也

大永五年八月廿七日　右大辨

参内仙人篠是古

本書高野山巴陵院ノ藏ル

産物紅花 那賀伊都両郡

南州雑詩

賴山陽

麥秋時節鬧村家夫往揮鎌婦打枷誰道小姑無個事
又呼女伴擣紅花

大宮四社大明神社 廣口村ノ郷社の平居神ふしてたん大明神も御仕殿備まり

十六響塚 同村ノ

文治乃ころ平家の殘黨十六人ゝ此山中ふ隠れ住ける

四郷谷
槙尾

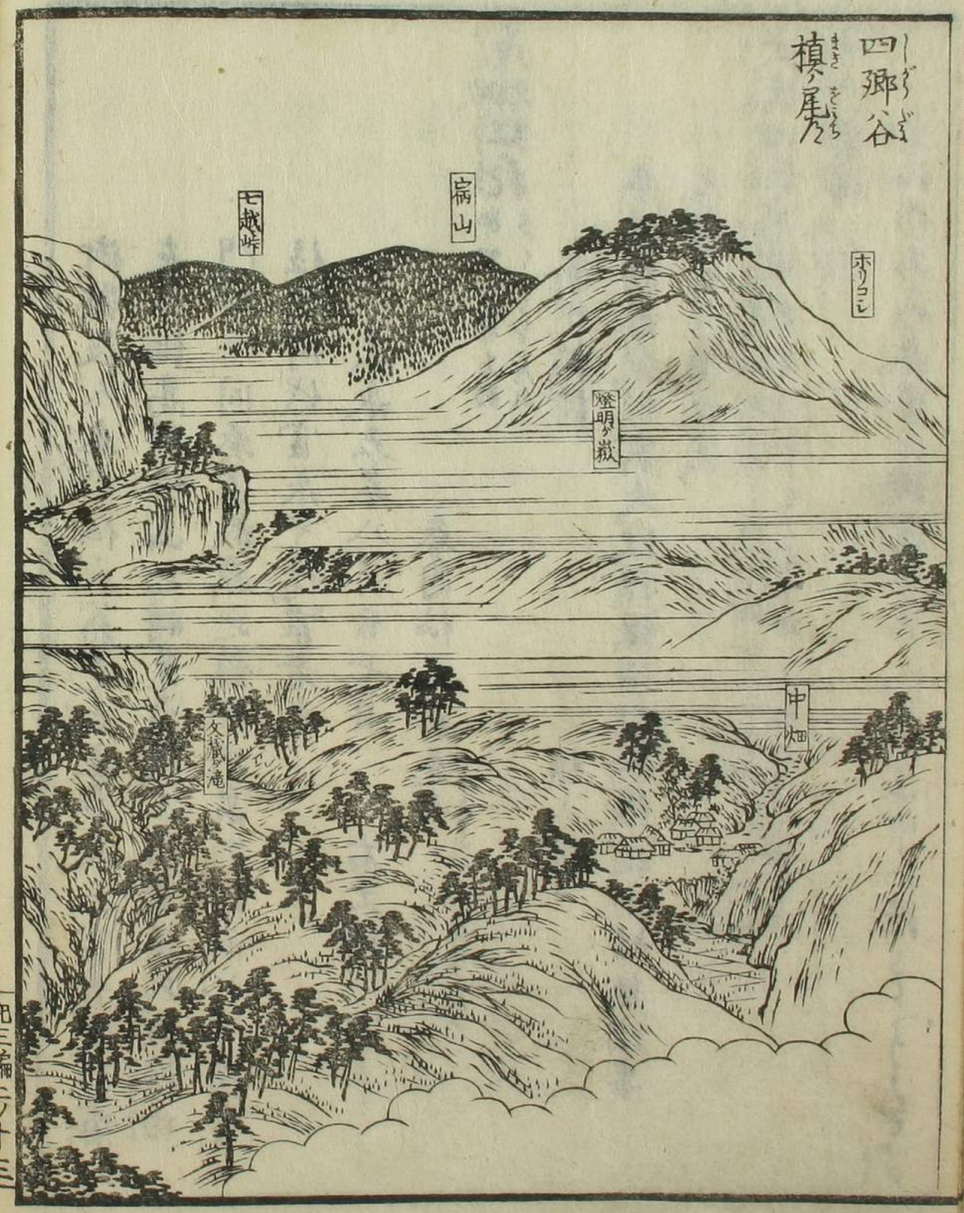
ホリコシ
扁山
七越峠
燈明ヶ嶽
中畑
文殊ヶ滝

燈岳神燈
龍女今何在
神燈名僅残
晨星懸嶺樹
猶作昔時看
木村孝
松ヶ平
とりば
こやつく
ゆ宮ヶ
ふる
鷲ヶ
鳳尾
堂山
北秋堂
大窪
槙ノ尾ノ登リ
四十丁ヨリ
平飛州
廣隆

く強盗より武士を遣して捕しむ殿堂敵を防ぎ給
ふ[illegible]討死せし[illegible]を埋めし塚なりとて其中
を人骨のぞきて
[illegible]山路の里にまぎれ[illegible]多のつく周給[illegible]
とよみ[illegible]

眠尾 同村の枝郷大松[illegible]今ハ昔弘法大師[illegible]地[illegible]
あ[illegible]人老婆[illegible]この[illegible]ハ眠尾と
ふ[illegible]を大師居眠して[illegible]所なれ[illegible]
[illegible]又老婆の[illegible]をおろし所を[illegible]

藏王嶽 同村の西わ[illegible]連なる峯[illegible]巽[illegible]
義王権現の[illegible]自然[illegible]

○**經塚山** 平村の[illegible]城峯中[illegible]

○**三國峠** 宿山の東[illegible]神方ハ紀州の地[illegible]

槙尾道 宿山と三國峠の間[illegible]
[illegible]宮伏川[illegible]

燈明嶽 協紙村[illegible]

○**宿山** 七紙乃東にあり樹木[illegible]城
山[illegible]八大沈[illegible]石宮殿あり
[illegible]山乾方ハ泉州の地[illegible]方ハ河州の地選
[illegible]三國の堺[illegible]山[illegible]
[illegible]河内國槙尾寺へ[illegible]
[illegible]凡菊城峯中海士郡[illegible]
[illegible]七紙[illegible]
[illegible]山[illegible]せ[illegible]中[illegible]頂上樹木
[illegible]児の[illegible]髪を束[illegible]形勢[illegible]

[illegible]名[illegible]藤の中に枝[illegible]者れ
小祠あり山[illegible]所なり

定福寺 平村の枝郷大久保[illegible]
工の造り所[illegible]形普通の[illegible]
[illegible]千載[illegible]

本尊 十一面觀音 [illegible]像なり[illegible]基[illegible]
[illegible]世[illegible]

文藏瀧 東谷村乃枝郷大窪[illegible]
の東[illegible]谷[illegible]

源宿山三國山 [illegible]下より[illegible]
[illegible]両峡相迫て[illegible]崖
を形[illegible]雪澤[illegible]下[illegible]
十間計下ハ西[illegible]
恰百雷の激怒[illegible]水勢[illegible]蕩して巖谷[illegible]號徹し
[illegible]土親[illegible]

癩除觀音堂 東谷村の枝郷[illegible]
近世[illegible]

佐夜久乃宮 宮[illegible]
[illegible]葉にある[illegible]天社[illegible]
遷幸伊都郡佐夜久乃宮[illegible]
の傳[illegible]

草田山古城址 大谷村[illegible]草田氏の城[illegible]
[illegible]墓を作[illegible]村中小草田明神[illegible]

同寿院圓雅　同村の産土なり　密教を奉じ　元慶年中高野山五之密谷高祖院を草創し　光明帝を徳を慕ひ　寛永年中兵部少輔顕氏
小勅して和泉国を賜ひしとい
乃是国を賜ひしとい
大神宮　大義村往還の小山をにあり
楢理郷　中古は中饭降東饭降西饭降の三村を総て中西の四村と称す　帝和名抄に楢理元久の文に楢里とある是なり
産物川上酒　郡中造酒家多く氣味美佳　遊行及舟下
○川上縞　郡中の婦人養蚕に山を業し織花及舟下
うちたへく河内の齢長き例ためしなるべし　大平
椿の森　西饭降村にあり山高く木高く樹の墓所にて霊を祭るといふ又石碑あり　馬生食を馬頭観音に祭るとい碑乃散配
崇龍蹄池　数奇之霊所　于時正徳二年壬辰八月日三井氏源高重也
鏡宿　浅瀬岩村の良也　二十一丁行
昔楠廷尉此地を堅り　牧場を遠く白綱繞を堰
めぐらしい山を小完り石城を築き人雲集せし跡石
を五のつをバ面降るして面蓋と名づけり此地遠近

渚山眼下にして楠遠見の壇此名ありし
八園ヶ谷　渚宿のおー西なり　河内　紀伊　大和　和泉　河内
河波淡路　摂津　播磨　八箇国乃山海を望む
天女山地蔵院大日寺　大聖村　還の小山をにあり　真言宗堀内
古刹あり　結寺　弁財天社山上り
什物亀石　大さ三寸ほどす　亀甲の形　腹の要常に石貫り
上実は寺物　昔年　修八嵐及なり　亀文甚鮮　て腹下に自然の体を具
あるん伝　首を足を
車瀬　大聖村の南名倉川四条川乃　浪城上皇高野御幸の時大乃
瀬あり　市車城止名高　牛の死せし所を埋　牛塚とも
あり今按ず　浪城帝　登遊の事
くい　宇多帝以下の事を湯う伝へ
西福寺　名倉村にあり　真言宗堀内
五輪乃石塔あり　俗石ほ
二平十一年三月十五日　光明眞言一結衆等
地蔵寺　西福寺に隣る寺内　石地蔵乃杖墓を納む古人伝へ
石地蔵を村中弁財天　森あり　五六十年前大風了倒き碑
用ひ　建し書し左右に大道元年七月吉日也書　長一尺八寸
すぐる

反物の
いとをくり
のべて
日にほす
六月花亭
公長

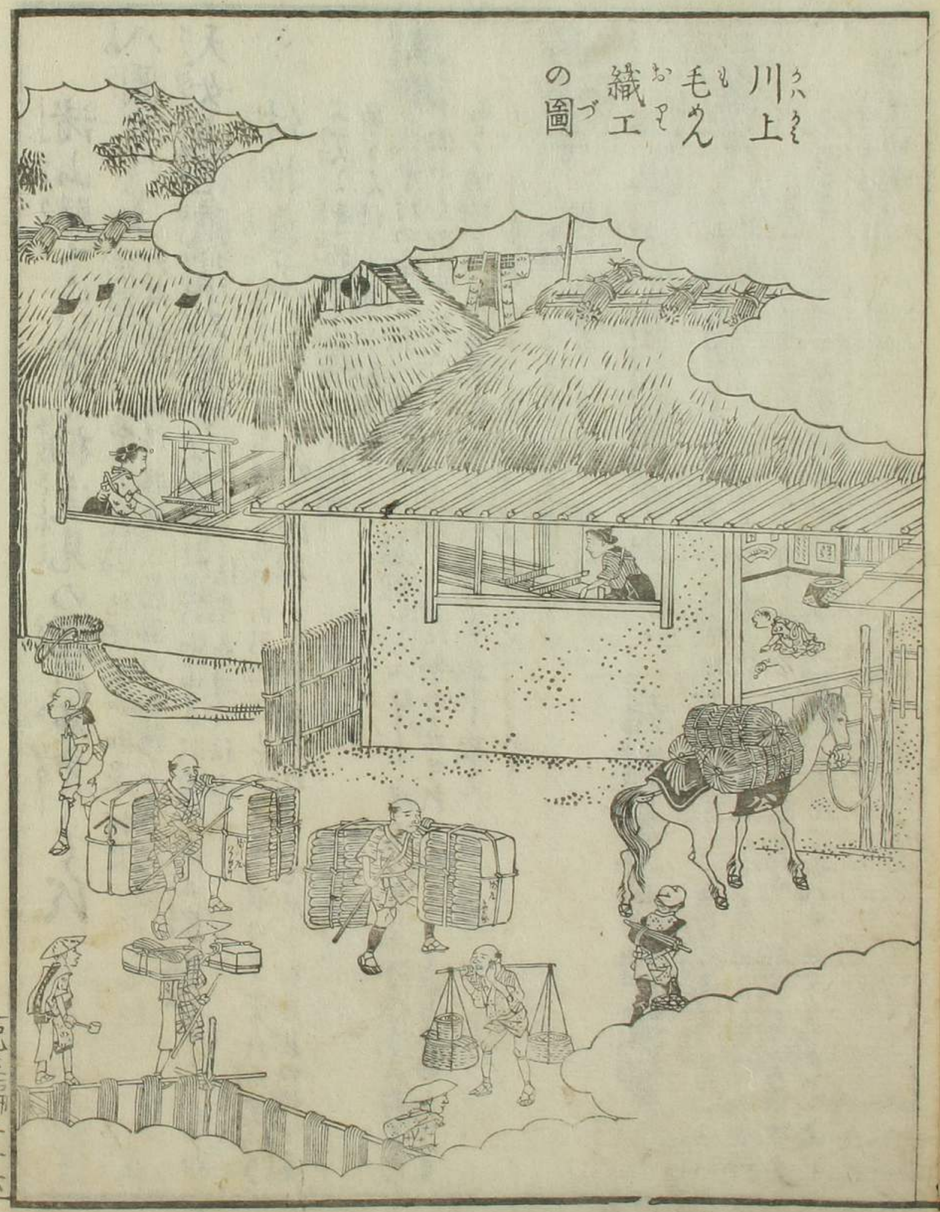
川上
毛ゐ
織工
の圖
紀三編二十六

大道元年

右摸寫

傳へいふ大道は大同と同音の字を用ひ誤りて此石は弘法大師漢土より帰朝のち紀建し所なりといふ今按るに隣寺の石燈籠の正平の銘と較ぶるに字體石質稍新しかれど決して千有餘年の物にはあらず此頃友人の筆記を閲するに異年号を載るは中小城後園蒲原郡佐所村の吏民某の先祖石井義七に賜ひし文書に大道二年八月二日源吉次草名といふ由載せ此碑即ち前年なれば大同元年なるべし彼二年の文書は元弘建武の後れ物と

いふ是によりて按るに両朝御和睦の後なほ南朝の遺民義有志を排して兵城幸國に拠り私に建る所なり彼天靖などいふ年号は類なるべし後醍醐の御代を憚りて当時の年号を用ひずして私に建る所なるべし今伊勢南紀に此年号を記せる地の存するを奇といふべし

道の王石 同村の南二丁ばかり長七尺又寸横一尺みす横一尺ばかりの石の文青しいと古びたり俗云古 後城帝 ある時幼年の時此石上に立ちしゆゑ王の字を石に刻みて今に石に刻みて祭るものあれど忽癘疫を病しるものあれど人世をれく近ばくものなし因て王の字とるなり

御所芝 同村の北二丁ばかり 後城帝の御車を止め給へる地なり或云 続日本紀云 稱德天皇 稱德天皇 驛を駐え給へる地なりと伝へ是なるべしと

稱德天皇天平神護元年冬十月甲戌行幸紀伊國進到伊都郡

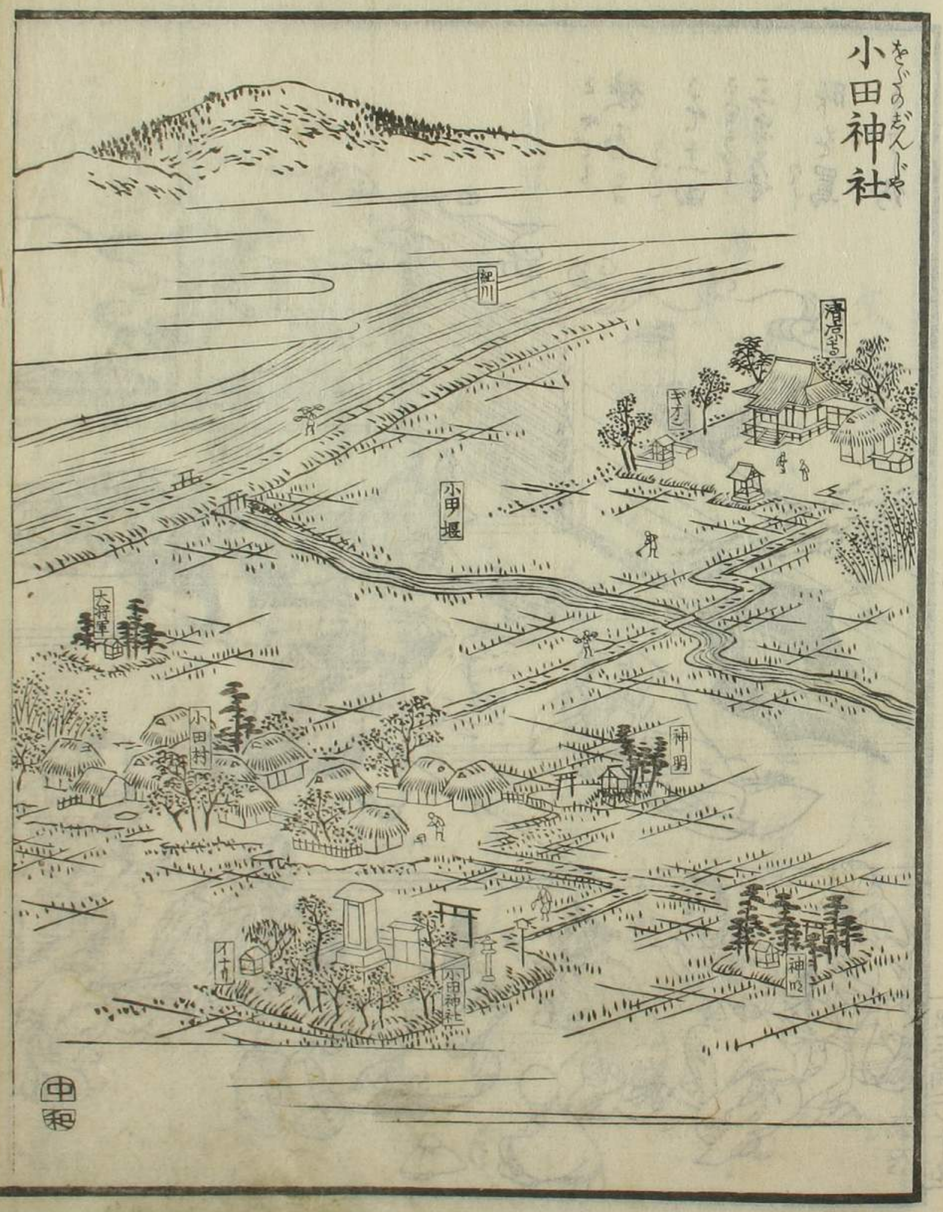

住吉大明神社 小名古曽村に坐す 名乃社もあり 本国神名帳に伊都郡官社正五位上天手力雄氣長足魂住吉神とあり

瀧乃井戸 ろハ者社なり 南名古曽村乃鎮五丁ばかりにあり清水 強く霊妙なり 祭例出小堂あり

小田神社 小田村にあり古の社地廣して元和年中石の宝殿を建てり延喜式神名帳に小田神社本国神名帳に従五位上小田神社あり

守護神と小田の御神のあとをたずねてもなほなをなつかしむ 詠人しらず

ものぐるしのをぐの文古ちあれふるわ昔ひとの世にもをしなべて 小田牛雄

○小田堰 同村にあり元禄年中大畑才蔵しいしりの水理を委しく紀川をせきとめ始めて此堰を築き国中第一の堰ふしてれば石出田園より灌漑法

行合坂 或書に本国乃名所とし出合坂とあり郎神ノ村の万葉九

射行相乃坂之蹈本爾開乎爲流櫻花乎令見兒毛欲得

観音寺 神野村にあり真言宗

什物 古寫大般若經六百巻 文治元年或ハ元久二年校正せり跋文あり巻毎に八ヶ所あり此書ハ南都東大寺にありと小寺淋しくとり入六百巻金備せるハ寺宝とすべし 跋文一二を左に出ん

第二百一巻跋書摸寫

文治四年六月廿七日おたかるる尼一校ノ図

校註本若也南都所学之本三校註本也

第二百二巻

文治四年六月昔お仁所ち三尾ハ南都

藤本ミハハ今校註本校註ノ良図

聖武天皇御代紀伊国伊刀郡桑原狭屋寺乃瓦多数所

第二百二十一巻

文治四年十月一日一校註ノ衡後

興福寺論義百座講ノ事 大仏殿ノ事

而其ほかに賞ノ事 校註ノ事

所々主殿元信上中所行図

桑原狭屋寺舊跡 同村の埴田地乃字に桑原と云ふ所に寺屋敷と

なる部落の其ほとりなるものと同拓なり此地ニ大礎石存せり那

或ハ伝聖村の地にこれ寺ありしと云ふ今使しがたし

霊異記

聖武天皇御代紀伊国伊刀郡桑原狭屋寺乃瓦多数所

してうれ寺において法事を備へ奈良の右京七条師寺の僧
鄙恵禅師（依因の禅師依縁の連あり）を請して十一面観音を祈念
して悔過せしめけり時に七里ふるさとの男いう
姓を文忌寸字を上田三命といふ（川南に上田郷あり天骨形ふ）
して三寶を信ぜず上毛野公大持乃女を妻ふとりて
山のふもとに上田郷より一里村あり上毛野公大持乃女を妻ふとりて
件の上毛野公大持乃女を妻ふとりて
戒を受けかの寺に参じて那波うらに居うる支外より帰る
てたれと妻もー家のものにくでもうけしもうて支大
と妻うかしこふ往く妻を呼び導師ふ法成ふく義を述べ
うるべ小教化をかの支いよいよ妻いていく汝元来吾妻を
贈ひ毛用乃ロを叩くべ那うちうんちど恵ロ多言を絶よ
絶うう即妻を受ひ
しぐ那るうる教多の蛾ひ
を嘲りかぐ三命痛にあくさして死ぬ刑をかへばといく
じも溢よ懲を罵り形浸を忍ぶ形あよ此現報を得るか
ひ形ふいふ小百古城生し第云を使ふとくも情ふ偽
城そ那うるを候笑を為る故なり云（妻ふくい申書とふ
物修和名抄号）

紀三編二ノ二十

瑠璃山金剛院醫立寺（田原村小字真言宗なり文禄二年の棟札あり弘法大師建立の地ふして執るも大師乃俗ふらふこを考ふ）

棟札

當寺瑠璃山金剛院醫立密寺本尊薬師如来者弘法
大師御作而建堂舍安置給云云而經數年星霜稍爲
頽不忍見之以十方之施力再建焉畢依テ之當住某申
一日設齊薦修曼供序二日執行於傳法灌頂及三日
執行於結縁灌頂入壇者五百三十餘也
于時文禄二癸巳載八月八日落慶
願主　醫立寺現住長傳謹記

證誠権現社（柏原村）

○神寶　古鏡一面（地径八寸字ふ附なり国形なして耳ふり正面ふ焼
背面微なり大八寸許又古文書正平年中
の寄附状号
数通あり）

舟井清水

此水ハ至愛井味ひ寒暑に増減なくゆきゝの人渇てちのぐに足れて浅くも深く泉鏡にうつる梅聖俞が詩のこゝろもを

立申紛失状之事

右子細者為紀伊國伊都郡相賀之御荘柏原澄滅権
現御供灯明祭礼自根来寺御寄進之處寛正四年癸未七月十五日畠山殿當國
犬中幸澄文者寛正四年癸未七月十五日畠山殿當國
國ノ城ニ御取籠之處ニ山名タンシヤウ殿御タイシヤウ
ニテ御セメ入攻候間物取乱入候取アエス不敢幸澄文
斗米公事殘其外數之宝物権現之社内ニ隠シ置申
所ニ物取引ウシナヒ失候之間為後日亀鑑此紛失状立
申所如件

寛正四年癸未十一月十二日　柏原村　氏人各〻致白

二重塔墟地塔の基礎ふく溝人ろをの掘を掘てくれらしとしくゆあり
日本後紀云
延暦廿四年五月己巳朔己卯遣修行傳燈法師位聽福於
紀伊國伊都郡立三重塔為聖躬平善也

姥流　西村の領　又同　岸根　紀伊法大師　村　突
錢坂城墟　同村　より　西　六丁　西八平地ホ　南村及岸上村の田圃ホ流れ
連ル　東南ホ　丸同
南北の朝より名字ある生地氏の築き所にて相賀
新城といひしにふん　生地軍紀　愚地と書せり　生地氏の組ハ坂上田村麻
呂四世の孫正六位上志州掾坂上仲澄の裔坂上朝澄ハ
いとこれ人源久年中宋地を幸國より受て相賀荘を領し
城を兎村の東國より築き畑山と名つけ孫を尹澄とし
和條氏いとゞ盛もうし那司と称して威権を専ら楠
正成朝臣妹をもらひ是小娶せ定式奪ふ人を著姓する
ものなり尹澄即楠公の旗下に属し南朝ホを結ひ
ハより姓を生地と改む尹澄の子を安澄といふ父よりも
ひく千剱破赤坂城ホ小屋戦功ありしかども南方微運す
して正成正行の二將も共に終に討死をされしかば安澄

證誠権現の
神寶を
兵士等
分ちとる所
廣盛

も時の勢ひ[illegible]を欲して故郷より遠く入る家地ふと
[illegible]れ浪士[illegible]を絲を俊澄といふ市國の守護畠山
基國より[illegible]て義滿將軍より[illegible]安堵の御教書を給り
永享九和畑山の城をこの地より移し[illegible]生地中與乃祖と
次俊澄七代乃孫城新左衛門吉澄といふ天正二年畠山滅
亡の後織田家小原一慶長五年関原乃役に討死したり
市御借屋舊址 市脇村領 らんそ地今御[illegible]
永承三年關白頼通公高野參詣記
十月十三日午刻著御紀伊國市御借屋民部卿去嘆嗟山
之南卅許町木御川之北不經幾占樹木蒙朧泉石幽奇之
地云云
總社之部明神社 市脇村小字[illegible]
悅[illegible]ヨリ西平十年十二月一日云[illegible]
奉施入春日御社承久三年歳次二月五日代人散位從五位

下連遠經判 一男中臣忠基一校了

總持山傳法輪濕醫王寺 同村ヨリ西 真言宗

當寺ハ小條時頼入道諸國經歷の打[illegible]此地より[illegible]杖を留
め[illegible]禪法を弘めん[illegible]草創せ[illegible]大伽藍なり[illegible]少屋無
弊[illegible]羅[illegible]本尊業師如来を此假堂ハ遷れといひ[illegible]
又当内より時頼入道乃木像ハ長三尺計りて大[illegible]坐像
なり入[illegible]彫む所とい[illegible]又大[illegible]額三面を[illegible]
[illegible]皆陰濕二十二世天竜山人園通れ書なり是ハ彼笑
を免ゲし[illegible]

坂上基澄墳醫王寺の西十歩許ヨリ

基澄ハ牲川氏の祖四條流乃御字れ人小[illegible]て小條より屋[illegible]
[illegible]れ石窟高一丈許南方を壞つ内[illegible]居にして方一丈計[illegible]
右石を[illegible]澄と上[illegible]金石を[illegible]

の石塔にうつす銘に永仁二年正月廿八日孝子坂上長澄敬白と書せり長澄ハ墓澄のゑにして建治永仁乃比名にうつ此銘近年磨滅し石塔を寺乃門前に移すに按ふ墳墓の制かくすぐれたる諸國ふ多しといへども大抵壊毀して名跡失せるを好古乃者上古乃地に縁りて人乃墓所に附會し然るぞも小條氏執権乃時代まで此制にるるいと古のみちぶ〳〵ざまにあるべし

坂上清澄

覽治年間の文書に云ふ坂上氏なるべし市國坂上氏なるべしと仁壽以下れ古文書にあり今一〇を載せ今普物語第二十一紀伊國清澄値盗人語

昔紀伊國伊都郡に坂上清澄といふ者ありて無の道ふ極めて緩び无ありて前司平維時朝臣維時男貞盛孫が命令□□永に要者ありて人よ可彼無も□□衆濟る者多ふも洞度勇せもぐして人よ可彼無も□□衆濟る行よ物へ行ふるやふ多ふ弟を遣して馬を乞ふ弟申ふ弟遣して馬ふ乞ふ弟ふて使ひぬ弟を遣ひ馬ふ乞ふて居ふを引して捧ひ

して傍へよやとよびいれて手迷ひをしてうなだ皆□して郷
を去に付て居られよ此君達の事ふと思ひかども清浪よ
て姫く扉等の従者りいそぎ頃の件は皆人者りて押掛を
せざりしふゑるを示ひらんと打りひく郷を傾ぶてみられ
て君達とらつるに馬に乗て従者六騎甲冑を帯し絹衣を負れ
様く押そろしげなる者ども箭を番て己ハ動かで射殺しなんと
いふ早く公達まいりして強盗の謀つる所なりとなん

大我野 相賀庄二十六箇村の内市脇東家寺脇三ケ村の田地の字に棚賀墓といふ陳跡ありこれ古の大我野ありなるべし 相賀と書せしハ音通ふをもて假るなるべし

萬葉九 大宝元年辛丑冬十月太上天皇幸紀伊國時歌十三首の中
山跡庭聞往歟大我野之竹葉苅敷廬為有跡者

夫木 吹さやぐ萩風ふきむかふが碑は竹葉かりしけるぞ憶める 中務のみこ鎌倉

家集 むかしの跡乃竹葉かりしきさぬる萩ハ後もたのべとよめる月影 忠度

丹生山薬師院妙楽寺 寺脇村街道乃ひだりにあり
寺傳云當寺ハむかし弘法大師の姪如一尼の居せし所にし
て嵯峨天皇勅願寺としたまふと云天正九年織田公乃

高野攻伐の時兵焼の為に悉焼拂ひ色古物も多くハ焼失して
大師作の大日如来木像一躯行基作の薬師木像二躯弘安
元年観心寺より来る西大寺の興正菩薩の書二冊元中元
年田地寄附状等今僅に存せり

勸進沙門悟阿敬白
請殊蒙十方檀那合力早果一寺再興大願遂佛
閣塔婆等造營子細状
右紀伊國伊都郡高野山麓相賀荘妙樂寺者西大寺
末流三十四箇所之隨一東方教主藥師如來安置之
靈場也云云 抑當寺之爲體東者吉野之山櫻供花於
醫王之前南者高野之峰月挑光於本尊之燈西者妹
背之川浪鳴聲於佛壇之磬北者葛城之山雪添色於
堂舍之粧是則自然所得之勝境也爰永仁六年之比

東家往来

ひちろく
ちくぜもむ
やぎろく
うぼろきの
ももろく
かまて
ゆふげ
あく
あまて

一色春信

依興正菩薩之歸依被成御祈願所云云

文明五年癸巳三月廿一日　勸進沙門悟阿敬白

相賀驛　那賀郡名草郡より出る人馬を出す東家寺脇村の東に接す紀伊国より七十丁ばかり京大坂及和方の諸国より紀伊国を経て熊野へ詣る者皆ここに泊る故に茶屋旅舎多し

東家村　伊見峠を経て高野へ詣る者ここに宿とす是ハ是ハ

東家渡口　川南清水村より往来に高野街道なり

室町殿日記　高野山寄庄寺坊の事

信長公高野山討入れ大将小松山城州一萬六千にて押よせ

紀川乃ほとりに陣をとり本陣若うちといふ所ふ

もとほとり一日諸勢休息して明日よせんと待しかれども

敵の夜中よりそなへ墨の方よりあけまばいで

と狼藉もする所に次第に大雨降ふしを

てかくて晴るをまつ日も是まで明ぬ待ぐき

やうにそ晴ると云ども雨降ばうつ立べしと待しかる

所に紀川水うち海をうて逆浪嶺を浸しかれども波

をくぐる馬ばしにて其日ハうち暮してあの川ほとりに

ひる二日ばかりにて今ハ馬にて波さんふさの

を押わたりて紀のほうにあるものしてかさんとりふし

かれども大将織田殿目にてみかねをうをかれどやうて

目留士城よりいとう療治を二日ばかりにて平日少し

ハ無なる程なるバ人馬もよく見る有よ城州こうりと新

まぶ小野より池田来女にて十六七ばかりなるものに

てをるがかまぶ眼又いたくなやみをうれを療治し

かれども老のようにて又眼血をみくるぶしまよりの

紀れをの小山目やまうてたぶの日数ほどを経小京都より

てをんりをしに軍ハいつまでも日にに死ハむとにいくも軍

勢めいるるに多ぶ人ハ人ハもうに京都ほを

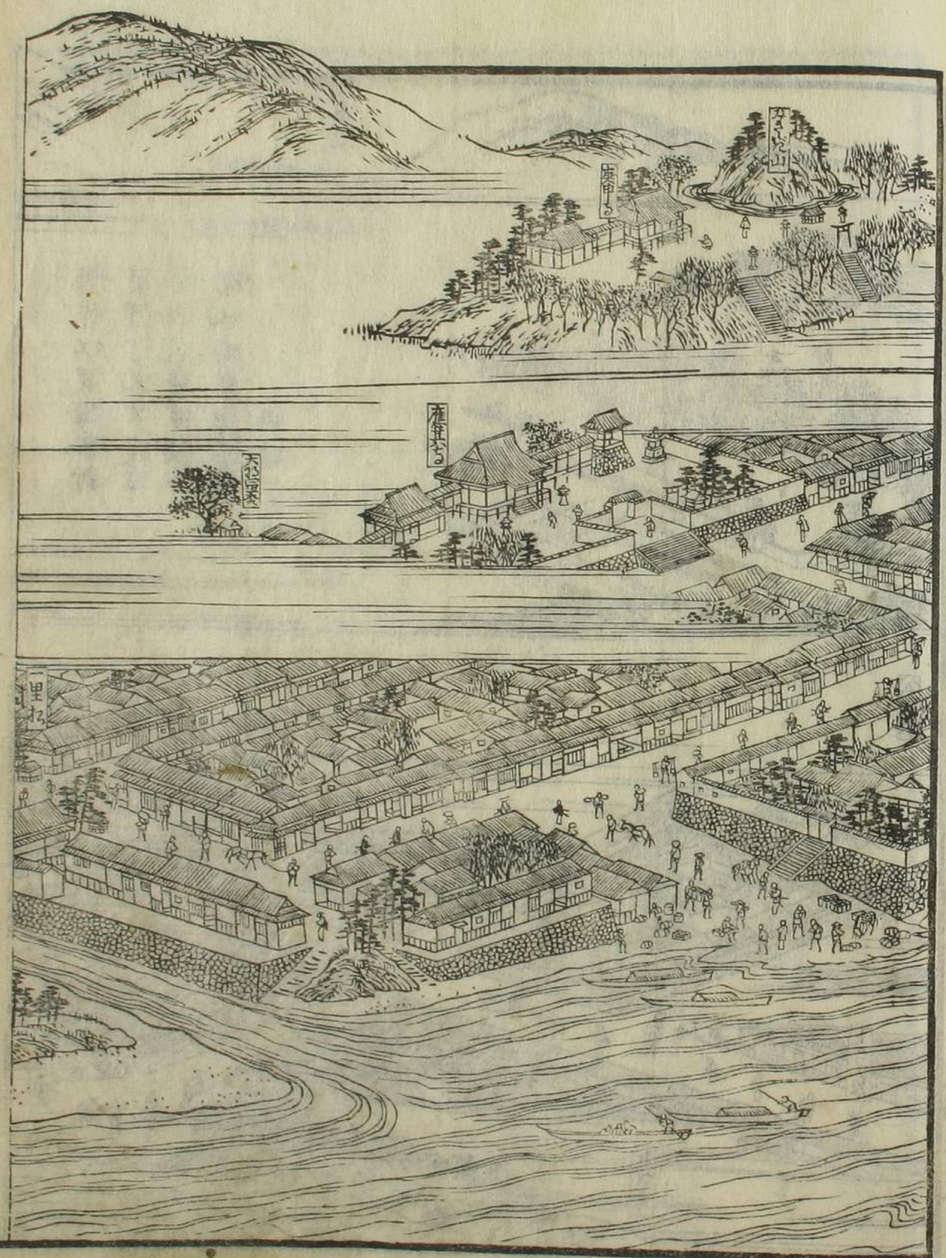

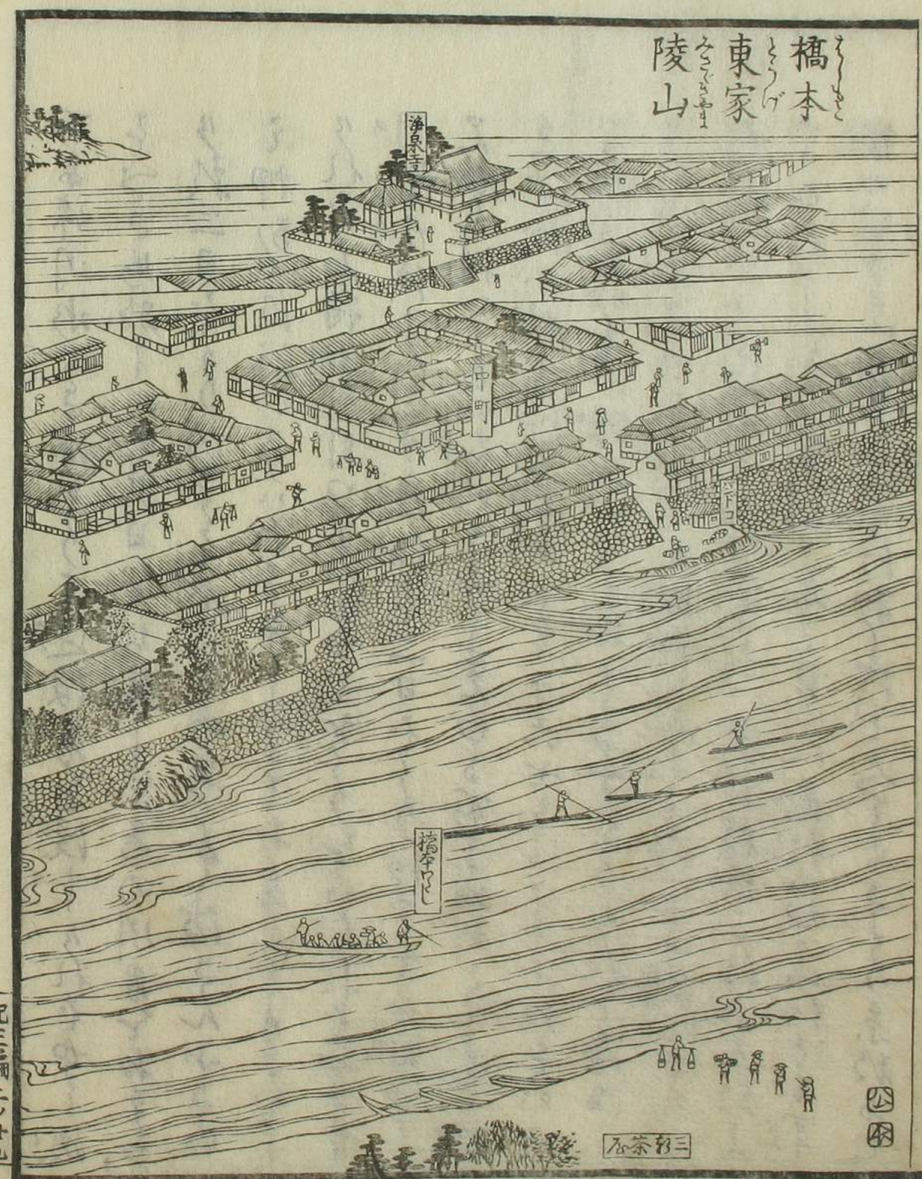
橋本
東家
陵山
橋本ヨリ
三軒茶屋

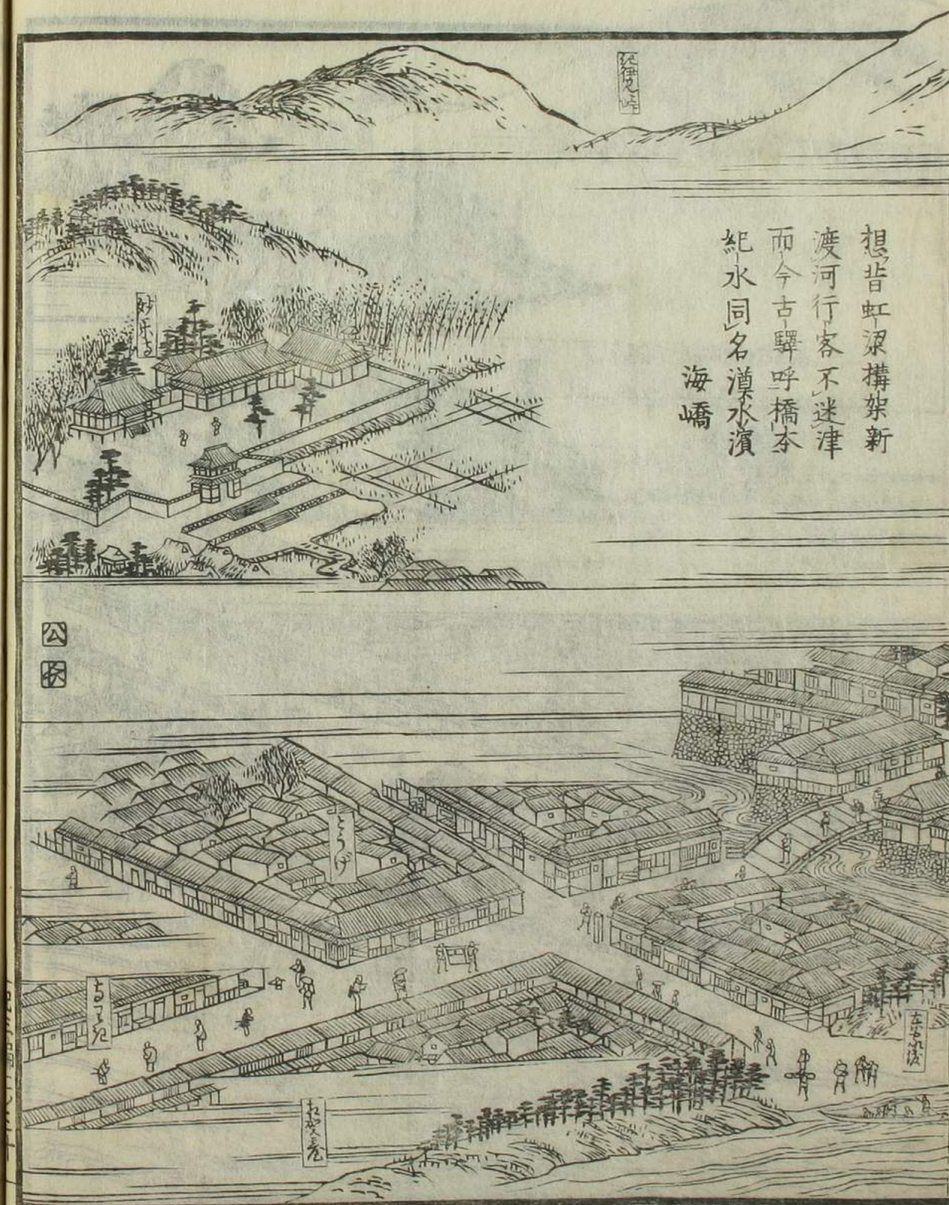

想昔虹梁構架新
渡河行客不迷津
而今古驛呼橋本
紀水同名漢水濱　海嶠

八費を行なうも足り申さずあまりに付き新たに
上下さしやきりうえ
松ヶ橋　東京橋本町より流れ出る溝川にして紀川に入る溝川の長さ
小さく行くに文政年中今の巨橋を架して東京里塚より一丈杉樹あるを
橋本町　長橋を架して橋本町と名づく
後航を以て川南に渡る
以先を橋本渡口わらい

伊都郡橋本驛邑記　高野山雲堂

南海之於若木紀維是宕蕩焉云云鼎峯之下有奔川其源發洎吉阜之崛屈而環潛入海矣云云於是高野中興一山貫首青巖興山兩宮寺住持木食上人院務之暇竊蘊欲架橋梁於川上以濟萬人之勞酸且創剏新驛而充來往旅食之慈念統之承以聞乎太閤豊臣秀吉公茲者太閤君深感嗟其廣濟之利而一應于其素願也矣上人忻踴之餘俄命令於四方驅逐千萬人橋梁不日而以就焉其長計一百三十間相尋繩幹乎新驛之事驛亦亟就矣迺名以橋本然此驛地乏曠野窶隴畝是以土俗之恆產難以給於斯上人累訴於令驛之徭課迄末代欲冐官免之旨太閤君也公裁已斷而永又以免焉驛邑之酉庶等爲浴霈澤乃相議而造

興一梵宇此分采尊号而稱應其寺貧以告誠乎澆世之子孫云云乃作橋銘曰

滾滾紀川　其利之邈　橋梁之長　當波之襟
客跗印霜　自古亘今　俯虹飲川　神龍漲瀾
源發吉岳　魚遊戲湍　李冰推巧　元凱同功
吾祖善功　觀聳渭東　吾祖構架　精進濟孤
般若度愚　惟德惟恩　一揚一揄

○川上船　橋本町より出る

橋本は府下より勢州街道の十有餘里にして紀私運送の荷物常に往来し且和州より府下に和漢の荷物を越て来る多く積て当所よりも別に府下に要用を送る皆一日ふして府下に至る川上船は又旅人の便船あり皆一日ふして府下に至る

其の頃は伊勢系宮より大和の勝地を経て或は高野或は熊野川或は根来或は紀三井寺に出るの往還繹して絶えず必宿駅なくして投宿寓する運送輻湊の地といへべし

九月十三夜橋本の里に宿る

よし野川の名流にて長月なれども流もてうつる声

本居大平

紀三編二ノ廿二

應其寺　橋本町にあり中興山普門院と号し真言宗古義なり本尊十一面観音

橋本の名所の作天正十六年本願上人開基なり

当寺住職安亞せしむるの日本食上人を寄進し○什物

慈甚上人書簡　土屋吉勝上人の添書あり

土屋氏裔　同所にあり土屋氏は南朝の功臣なり家系は古文書校勘を経て一二枚を載せ

今器は家に古文書校勘を経て一二枚を載せ

摂津国冠元朝用分任綸旨知行所有沙汰者也　天氣如此悪之次状

正平二十年八月三日　右馬頭判

土屋兵庫助殿

和泉国森次領朝用分幸任今年後三月廿四日綸旨可任沙汰居土屋城後守於当所之由所仰也仍執達如件

元中七年四月四日　伊豫守判

楠木右馬頭殿

淺山　古佐田村の北一丁許にあり

いづれも伊都郡橋本里にあるべき事なり
さてその里より北の方三丁許に陵山とよぶ小山あり松杉などぐ
ぐるまで生ひたつて中に小石堆あり
手前にそれより宮ゐあれど西面して庚申
寺といふ古仏をばそこに置れより数十歩にして高さ七尋ばかり周り
乃至四五丈ばかりなれど横二間ばかりの洞を穿ち
二町許乃園に築きたる塚ありて横二間ばかりの洞を穿ち
中に石室あり曲玉管石などを拾ひしに人も知らざりしこの此
塚を人手すさまじもの形ばかり石を畳みて其上に苔衣厚くかさ
祢頂おしなべて小祠あり我里人ら庚申の祠なりといへ
ども寛永年間乃紀氏の御車崎の宮と書きたる御車崎はみ
さぶれの祝なりて里人陵乃字をもつぱらして漫に充てるなるべ
しこの窟名なるべきをふめどもどうち等にさるべうつ

ろありとおぼしきい檜を組み大石を畳みて窟つくるべ
しかくいかにつくり築紀ふかい大きなる塚はあるべしこの
ほかに人名紀古佐美朝臣の墓なりむといふこの紀伊国を
紀氏の授ふ山地を古佐田村といふ古佐美田の美と略り
ぬるやといふ説なりいと説ひがごとし又ある里人は田村麻呂
大宿祢の墓といふこの中昔乃法れあるように坂上氏多
くれど思ひよせられるべきれど大宿祢の墓は山城国
宇治郡栗栖村なるなるべし傳記さへ伝へ紀いぶか
らむ坂上氏の杜かうあるべきやは故ありげなれば何
る人はその遠祖阿知使主なるの墓なりむを田村麻呂乃
名世にいはるべきはいかにそれあるよりもこの湯まるべや
といふまど田村麻呂は墓といふも古傳にはあらぬいとう
なるべき考へなり古紀墳は国々にいと多くあれど紀ちをうれとえ

つまど人臣の墓よりかぐらう地域の大なるハ天皇ざれど上
古代皇后皇子などの御墓ゝやはりむりこれ陵地もみざ
き世ゆうくれるハ探しあるハ野ち或ハ殺ゝもいうて
今の御代まて御址乃はりぐらなるぬもあるを此山ハ
を兆域ゆうち斧をのぶるもてゝのもなく里人いとかし
ゆうゝ多くゝなる紙を傳乃はりぐら形ぬをいわゝを
しれるになむ

相賀八幡宮 胡麻生村

當社ゝ相賀荘中十一ヶ村の產神ゝて近郷の大社なり
中須坂ゝ氏人多石清水八幡宮を勧請して荘の鎮護と
はゝて神庫ゝ文亀永禄等乃系文あり坂上氏ゝ孝
を載次多居ゝ額八幡大菩薩と書ゝ背面乃銘左
ゝ出を

額裏

正平二十一年丙午六月日

牲川氏宅址 胡麻生村の内大字

牲川氏八生地氏と並び稱せられ楠公の旗下に屬し事
蹟尤多し 軍紀類聚川と記す 其祖伐多良五郎義春と云ふ治承年
中源頼朝公に仕へ伊豆國江川荘を領次ゝ其世孫を左郎
重範と云ふ承久乱後領地城幸國小笠原邪賀郡に移る
小笠原を楠正成の祖父掃部頭盛仲ゝ女を娶ゝ之を伐產
む婦ゝを野上孫三郎頼重と云ふ次男を牲川三郎左衛門

胡麻生八幡

神宮此且酒
占卜幾秋春
靈著正平額
崇敦相賀民
祭儀尚儼肅
享祀自精純
不朽降威福
嶺南長白鎮
木毅題

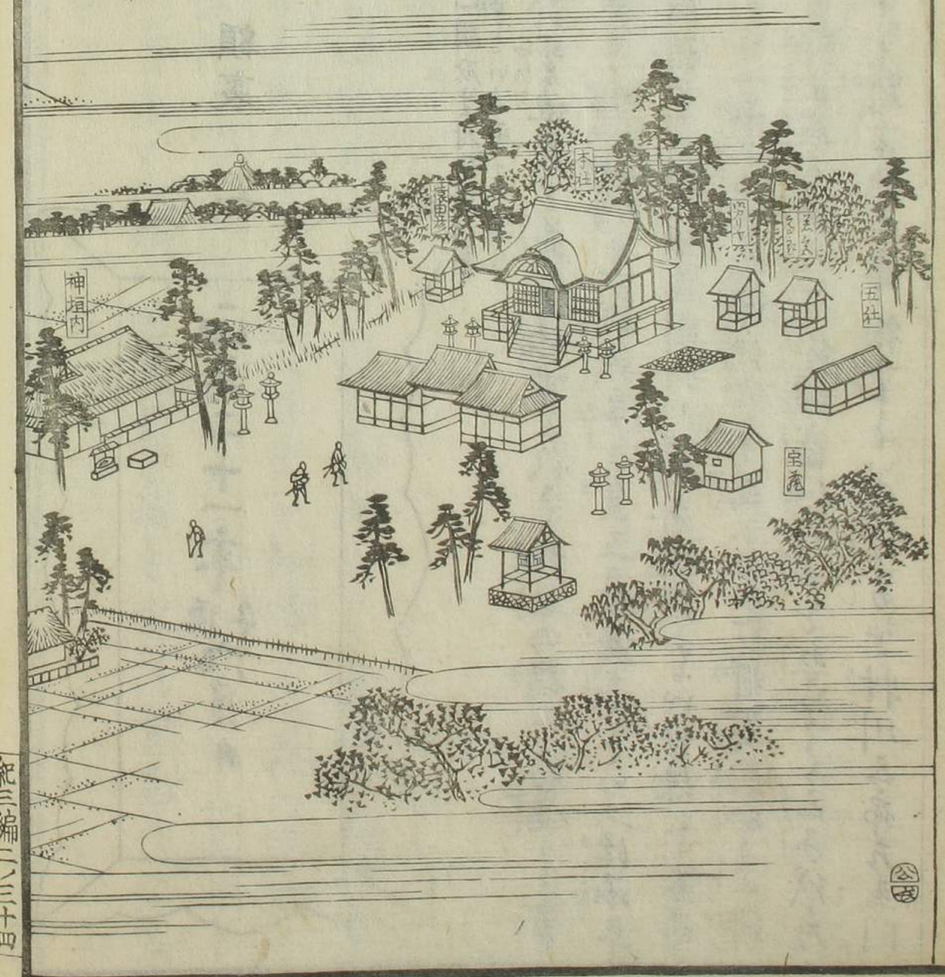

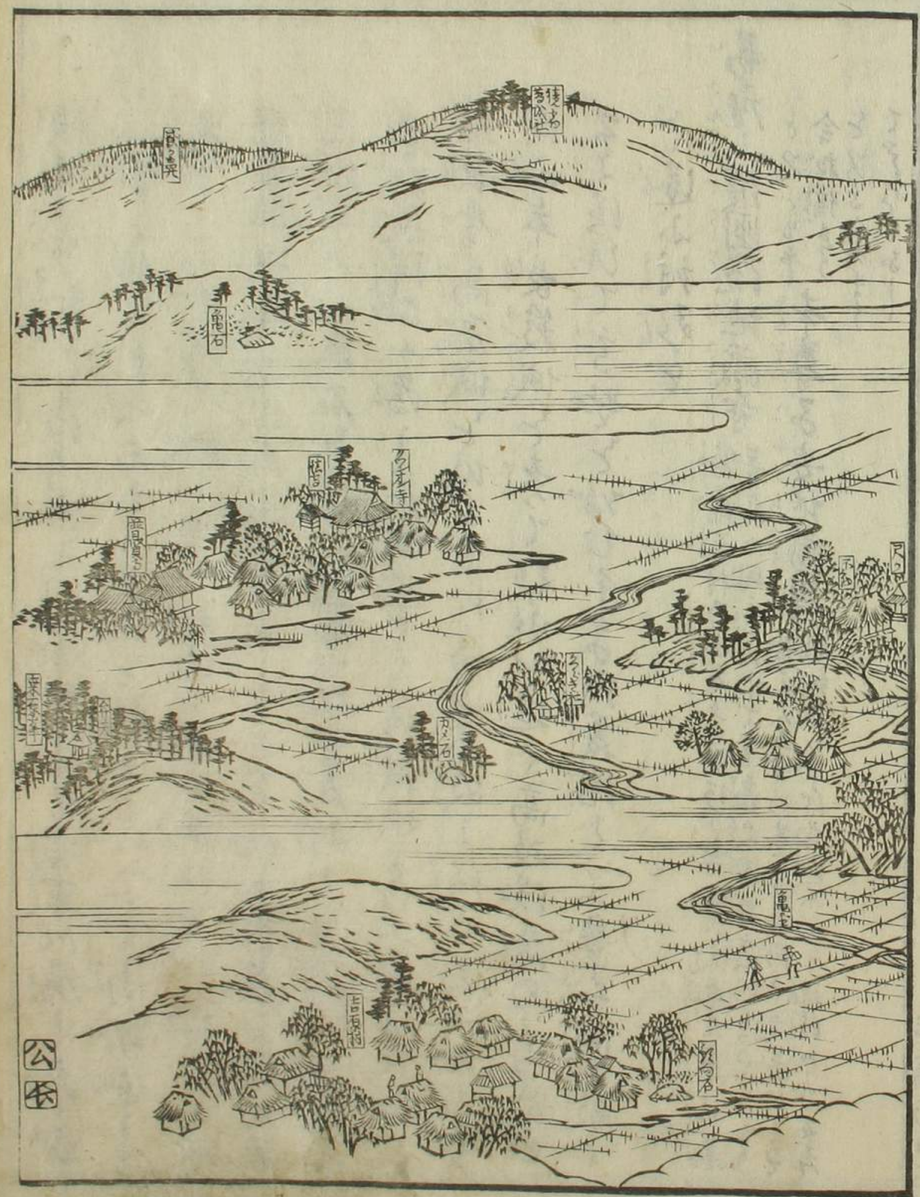

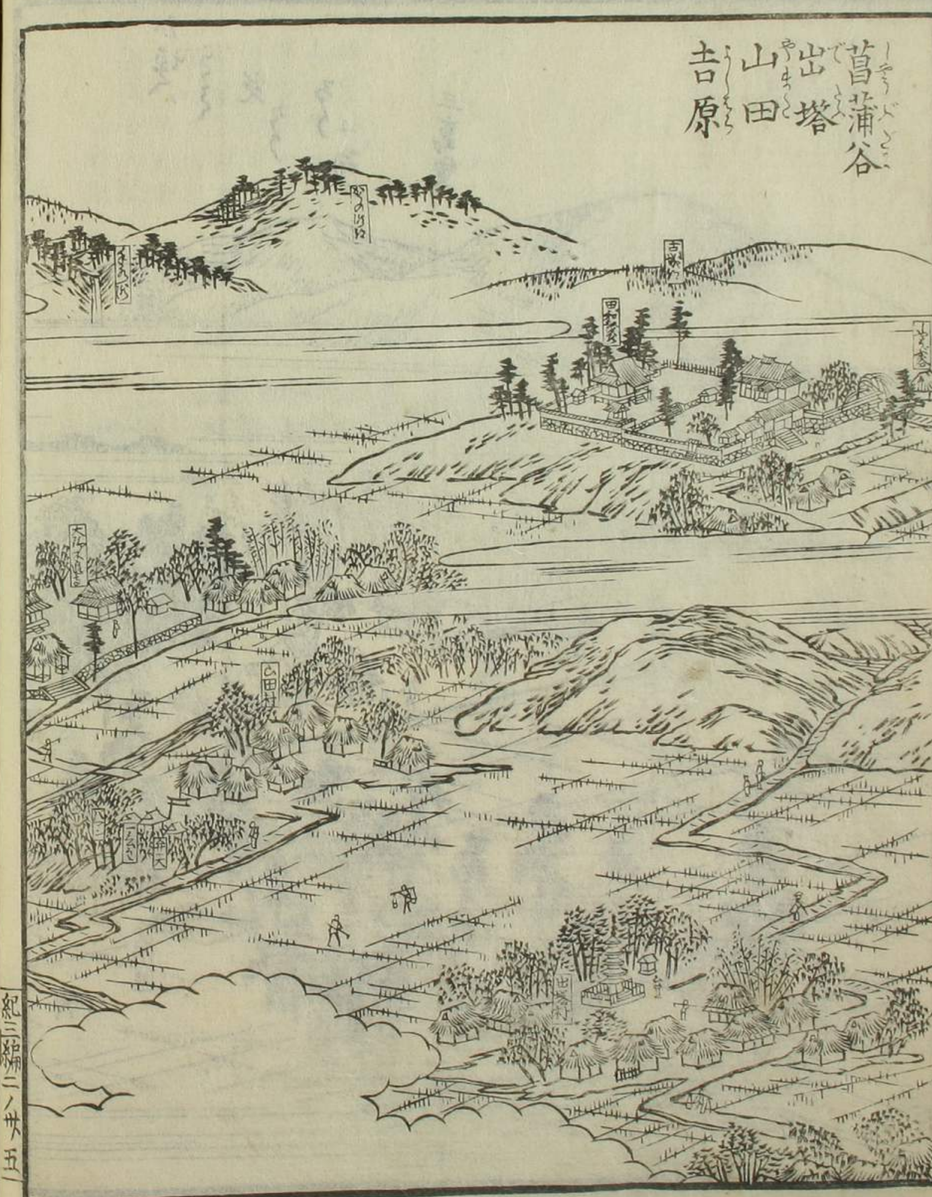
菖蒲谷
出塔
山田
吉原

頼俊と云二男を江川左衛門重幸と云皆官軍に属し多く京
二家と稱し新後村帝後醍醐帝軍功を張るといへども南朝遂に
衰へ〻ぶ十津川郷に遁る新後村帝を筑後守[redacted]といふ文
明年間守護畠山尾張守の旗下となり城を長殺に築き苦
内郷山〻一萬石を領し[redacted]の孫を義則といふ宗雲と永禄元
年杜永弾正が為に落城せしを城義次といふ永禄二年三
好長慶高屋城を攻るに及ぶ畠山高政に従ふ大功あり
同三年長殺城を責て杉永を退く高政没落の後織田
弘に従ひて高野を攻むるを城義滝といふ豊臣関に敵し
く遂に討死を
易産山護国院地蔵寺 菖蒲谷村の小名タワに在り当寺は天平九年行基菩薩の開基にして聖霊久遠鳥慶なるべし
会社備前守 本尊子安地蔵尊 長二尺五寸行基の自彫なり安亜は彫細密なるべし右色ふしして殊勝なり安亜
をいるるものなり
でざあるをおし

紀三編二ノ卅六

紀伊見聞 東家村より七十丁ばかり先
河内国三日市まで二里
葛城連峯北中この東最畢くして平易なれど北方乃緒
州より南国へ通路なし河内国錦郡天見村より接
きむ諸帝高野山に行幸しなども皆此峠を越
させ給へ永承年中関白頼通公御参詣の紀に嵯峨山
を越ゆるよしえうるも往道なり嵯峨山と葛城
續乃小山の趣名なれどもなほ此峠も絶あ
るかゝ南山登縁の縄素年く峯に多く絶てい
つ乃比よりか山岩に築居を造りて容舎を建たり秋しら
で酒旗玄風よりびるあくるね独りて往来乃旅人を
まもるべくもなくべし
長殺城跡 細川上村より
文明年中牡川義春始て此城を築く或いは濁田一族乃

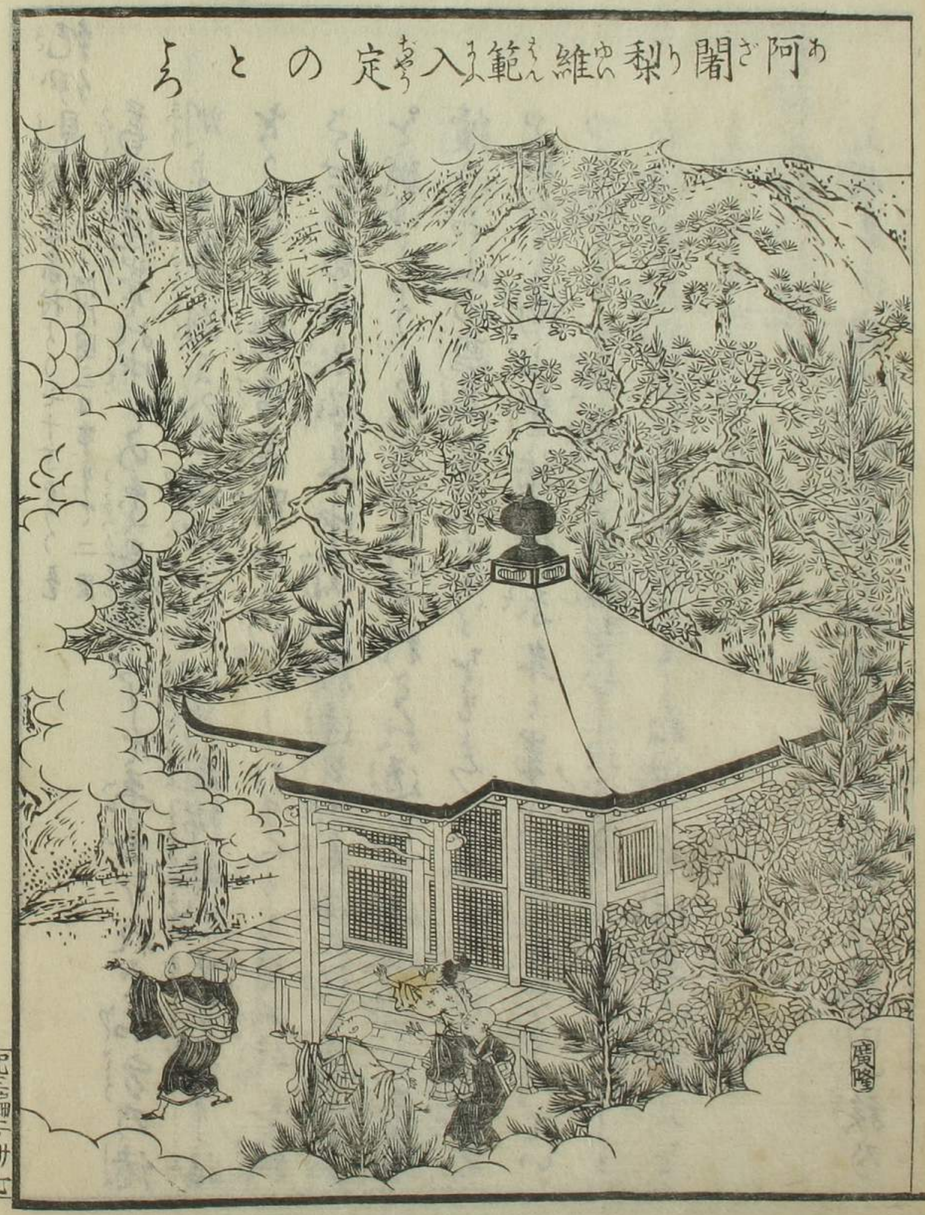
阿闍梨維摩詰入定のとき

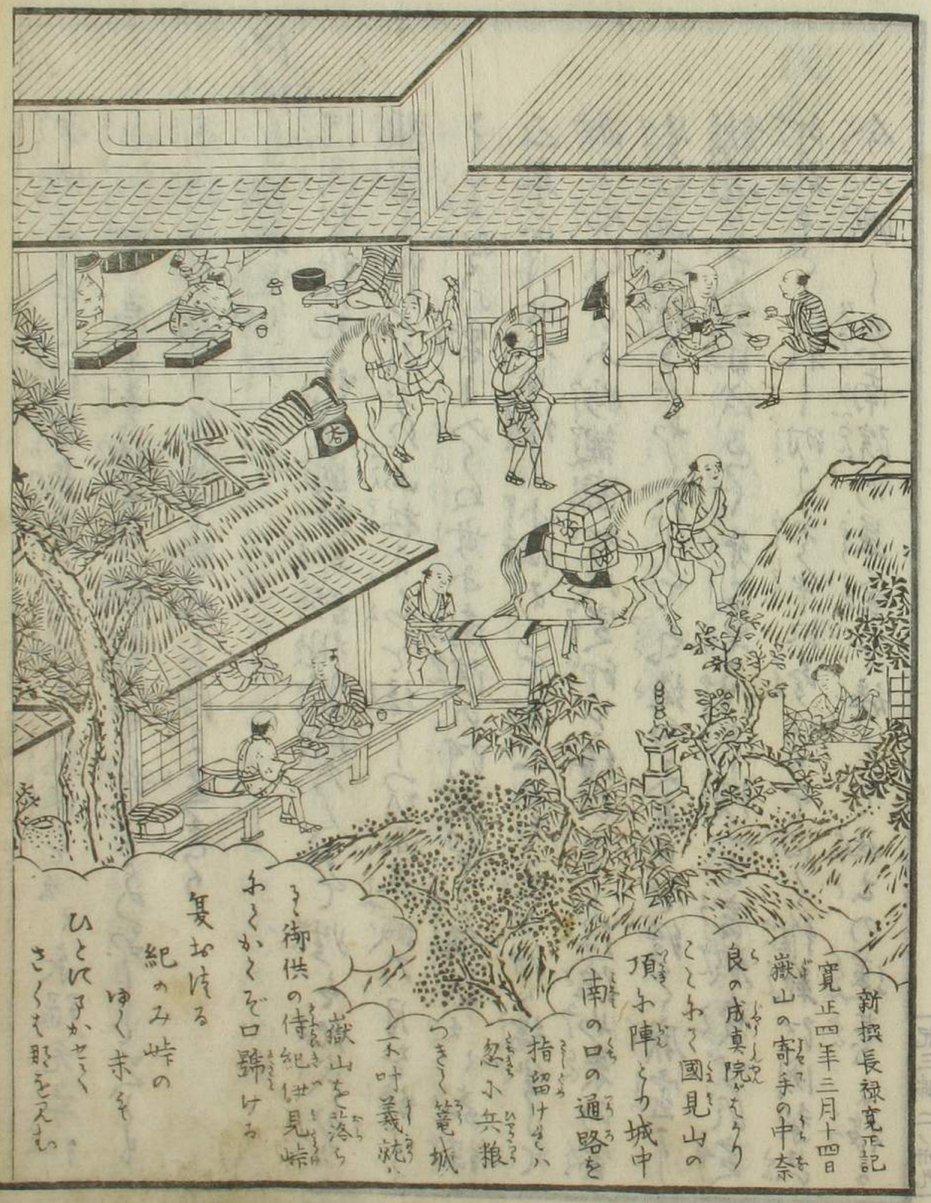
新撰長禄寛正記
寛正四年三月十四日
嶽山の寄手の中奈
良の成真院ゑうり
こしわく國見山の
頂ゑ陣とり城中
南の口の通路を
指留けるハ
忽ゑ兵粮
つきく籠城
一ゑ叶義就
嶽山を落ち
〻御供の侍紀伊見峠
わくかくで口歯ける
夏ゑ注る
紀のみ峠の
ゆく末を
ひとゝ了かせく
さくも形をとゝも

紀伊見峠
重和

年城あり て一族中年老の士此に籠城をゝく永禄元年松
永弾正の為に責攻まて城郭一も残るこの事なしとつくも
基跡なく荒して古を想像するに足まり

阿闍梨維範（元亨釋書）

阿闍梨維範ハ紀伊國伊都郡相賀郷の人なり姓ハ紀氏なり
顕密に性をみがき山林に遊ひ平城の月を辞し
高野の雲に入りぬ世に南院の阿闍梨と稱せ〻く嘉保
二年正月廿八日緣に小悩あり て五日を過ぎ端坐して
西に向ひ法華妙観密智院定印を結び口に阿弥陀の号を唱へ眠るがごとくにして息絶ぬ又五日を経て廟堂に
飲送して旬日にあらず荼毘すれば定
印乱れずして煙に交りて白骨中に夢りて曰く維範阿闍梨
今入滅し忽南院の草舎を辞して西方の蓮臺に移る

調御房定厳（高野山往生傳）

調御房定厳ハ紀州相賀の人なり俗姓ハ紀氏紀家の出なり小登
野大師の遊弟子に列し又多武峯に住して天台の法門を学
び遂に平山の意室に帰る仁平二年八月廿三日入滅す明
年陰て色彩絶ぬ（按ずるに河内の地に産
高僧頑徳古今に渉て数多あり中略 頃南紀風雅集を閲すに高野山金剛峯寺の僧を載せ應山も亦當郡の人な
きに閲ふて清
を云り掲ぐ

幽居口號四首　釋應山

獨坐幽栖知昨非殘生日日鎖柴扉午天睡覺鉤簾處
雲路背花見雁歸
七雄三國事干戈白骨如山紅血河元是利關名路士
不知瓢底一清波

秋來曳杖入閑林楓錦枝空草露滾若使老愁如樹葉
山風又是價千金
槿花顔色美如瑤腸斷榮衰在一朝始信秋心是愁字
晩風又見破芭蕉

隅田一族 隅田庄川南川小口村ノ内ニ在リテ押領シ或ハ荒廢ニ依リテ小田組ト稱シ菊原氏ハ世々隅田庄ノ地頭職ニ補シ隅田八幡宮ノ別當職ヲ勤メ古文書ニ律ヲ記セル古系図ニ古文書ヲ藏セリ

乃末裔ニ在リテ其中ヲ分割シテ押領シ或ハ荒廢ニ依リテ小田組ト稱シ菊原氏ハ世々隅田庄ノ地頭職ニ補シ隅田八幡宮ノ別當職ヲ勤メ古文書ヲ藏セリ

孫ヲ一族ノ陳葬各壁ヲ分ツ天文廿三年一族ノ氏寺利生護國寺ハ紙ノ列名二十一人アリ永禄五年ノ

ハ廿又人ノ名アリ地牲川根来湯川等ニ同シク軍事ニ専ラ

守護畠山氏ニ屬シ畠山滅亡ノ後ハ織田ニ屬セリ元和封和ノ時廿又人ノ中ヨリ十又人ヲ召出サレ隅田組ト稱シ菊原氏ニ藏ル乃文書一二ヲ左ニ載ス

楠木兵衛尉四郎殿事押ヘ申隅田庄ノ時度々ノ及合戰
数十人ノ被討負ヲ神妙也仍執達如件

左馬頭
左兵衛尉

元亨十月廿日

仮大湯宮并楠木兵衛尉四郎殿事自開東尾藤原氏
左馬尉所ヲ法也有ヲ被作ヲ子細ヲ通時刻可被参洛
仍執達如件

左兵衛尉
越後守

元亨元年十二月十九日

隅田一族中

菊原氏未裔 菊原村ニ在リテ菊原氏ハ世々隅田庄ノ地頭職ニ補シ隅田八幡宮ノ別當職ヲ勤メ古文書ヲ藏セリ

今ハ山中ニ分レ藏ル乃民トナリテモ文永五年ノ記セル古系図并ニ古文書
数百通ヲ藏シ第四代古文書ヲ藏セリ
今ヨリ一二ヲ左ニ掲ク古ノ士
往テ一覽セバ所益多シトイフベシ

紀伊國隅田庄一分之御家人
三郎左衛門尉忠長申 仙

依敕誅伐西徒俳馳奏
御方作以此之趣可有
御披露俳諧俳悔惟言

元亀三年六月十日　藤原忠長上

進上　御奉行所

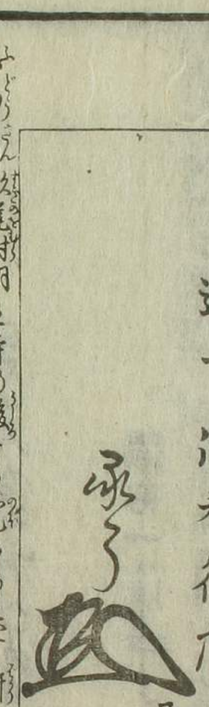

足利尊氏公草名

不動山　水尾村明王寺乃後低佯して巍々たる巍巍として大石磊磊として千尋の高峰の如く不動明王
倚乃類なるべし不動明王
金剛童子八大龍王を祀る

寶雲山小峰寺　境京村の南山にして山脚の幽所あり巷を
六坊あるべしに今大廢と成り宝篋印塔二基三重乃石塔あり

○鈞鐘　高野山雲堂
乃銘并序

夫音聲之圓達十方莫過於鐘響也故毎梵刹必設簴
簨以報二六之期限宵警萬庶之長眠凡有一觸撥於

耳根者迥得脫三世之苦輪所謂圓音一演異類等解
復其如是也耶當山也者役公優婆塞挂錫棲心之修
練場也刹基之初因五色之氤氳乎四邊山号寶雲以
大岳之形對于前面寺稱小峯自爾以降千有餘禩雖
其間似有興廢竟不與起滅遷謝者無盡莊嚴寶雲地
也乎貧道今時以鳧鐘之不備允爲梵具之缺典故募
化萬戸而得遂陶鑄之功伏以大施小施同住平等之
法界有聞無聞均遊圓通淨刹焉銘曰

範圍天地　此挂斯鐘　霜風一震　響徧虛空
萬籟攬眠　莫利不聞　山統大小　岳蘊寶雲
人法不滅　音響無歇

霜草烟草　霜仲村にて春の中ゆも堂の前にて春をもるを絶ゆ
とゆ近村にて多く春すると迄て苦肉乃ぐとゆ

南紀風雅集　烟草　釋日元

手收秋後數莖葉口腹朝來一片烟人許四功吾未信

客亭唯奪酒茶權

俳諧深山木　五橘亭風圭

一色春信

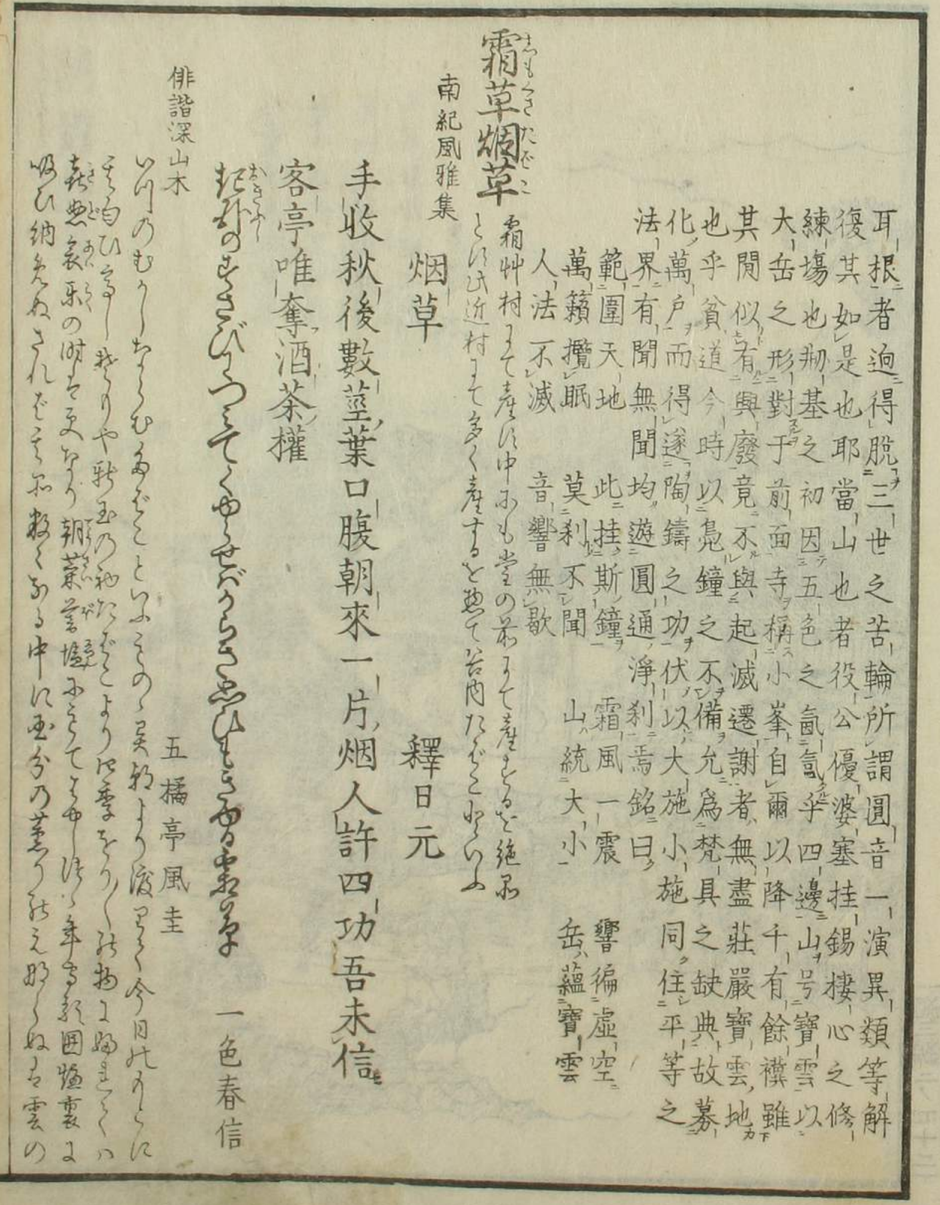

闇饅頭屋
參宮往来斯呑奈
稟中探銭黒暗嶺
名物夫婦饅頭丼
不芳草津姥之餅
唐邊木

[illegible]

妻の森

妻村[illegible]妻村ハ大和國[illegible]乃[illegible]上古の神幸乃[illegible]此妻を[illegible]

萬葉九　大宝元年辛丑冬十月太上天皇幸紀伊國時歌十三首の中

城國爾不止將往來妻杜妻依來西尼妻常言長柄

西光寺

河内村[illegible]真言宗[illegible]

五畝[illegible]

名物閻魔頭

下云庫村の内閻[illegible]

利生護國寺

同村働乃のわ[illegible]豊王山利生院と号ハ真言宗南都西大寺に属を

○馬繋松　境内をおゝる大樹なり文禄三年豊臣秀吉[illegible]

風[illegible]

當寺乃縁起を按ずるふ行基菩薩　勅を奉り畿内[illegible]十九院を建[illegible]當寺一院[illegible]國家[illegible]鎮護とせらるその後あ[illegible]星霜を経て[illegible]東門祈禱の諸寺を三十四箇寺に定め[illegible]最明寺時頼入道再興して香花の客多[illegible]弘安年中[illegible]

勅願寺[illegible]倫旨院宣等附状をたまへり　今[illegible]又隅田の一族当連判[illegible]

古乃伽藍坊舎松[illegible]

面の築地塀ハ最明寺再興乃時[illegible]尋常[illegible]大

小児なり本尊大日如来ハ弘法大師の作釈迦堂の本尊も亦古佛にして殊勝の霊像なり什物にハ佛画数幅古文書数通あり又豊太閤より長曾我部に與へられし一通殊に當寺に伝ふ其文左に志るす

条々

一 先書如申候去年正月十七日之書付首尾國色手依可付為見体諸卒三月十日至江州小谷表入数三月廿日毛利作州へ遣之家臣多及雑説候間廿日之従延候条人馬之労并其もう御名候従江州廿八日之先勢差越陣候事

一 後三月二日之至京都北上表差越之従去後三月二日播州至三木表陣候事

一 同廿七日之至于備前境目先勢差越之於備前作州両国之三ヶ所之陣取申付我等ハ同十七日ニ於備中可取退之由毛利陣を居置之数ヶ備え見せ可申之作州両国より可仕我等ハ彼者より先備中江切入毛利陣取

一 前線切所を存し可押抜之由一両日之内可及行与相定候処七日之毛利陣を我等引退し一揆楯籠候英賀を去る二町三町之陣を居仕寄

以下申付海手を取切申候事

一 英賀より西之方居ある城を八町計之所取切候ニ付而其夜之雨之降候を此月朔日之責崩し英賀をバ不残討果し人数討果候事

一 宇野民部大輔家中之者共之事是も山崎けハしくして大河隔之候処ニ付候而数多宇喜多仕候而不及手遣候処知宇野親伯父両構并陣二ヶ所へ楯籠候付同月廿六日之責崩首をとらせ申候後の山へにけ入候を民部大輔山城へにけ申候事

一 民部大輔居城市場を追放山八分目之責上事小屋を可討焼崩又町三町の西尓

隅田八幡宮

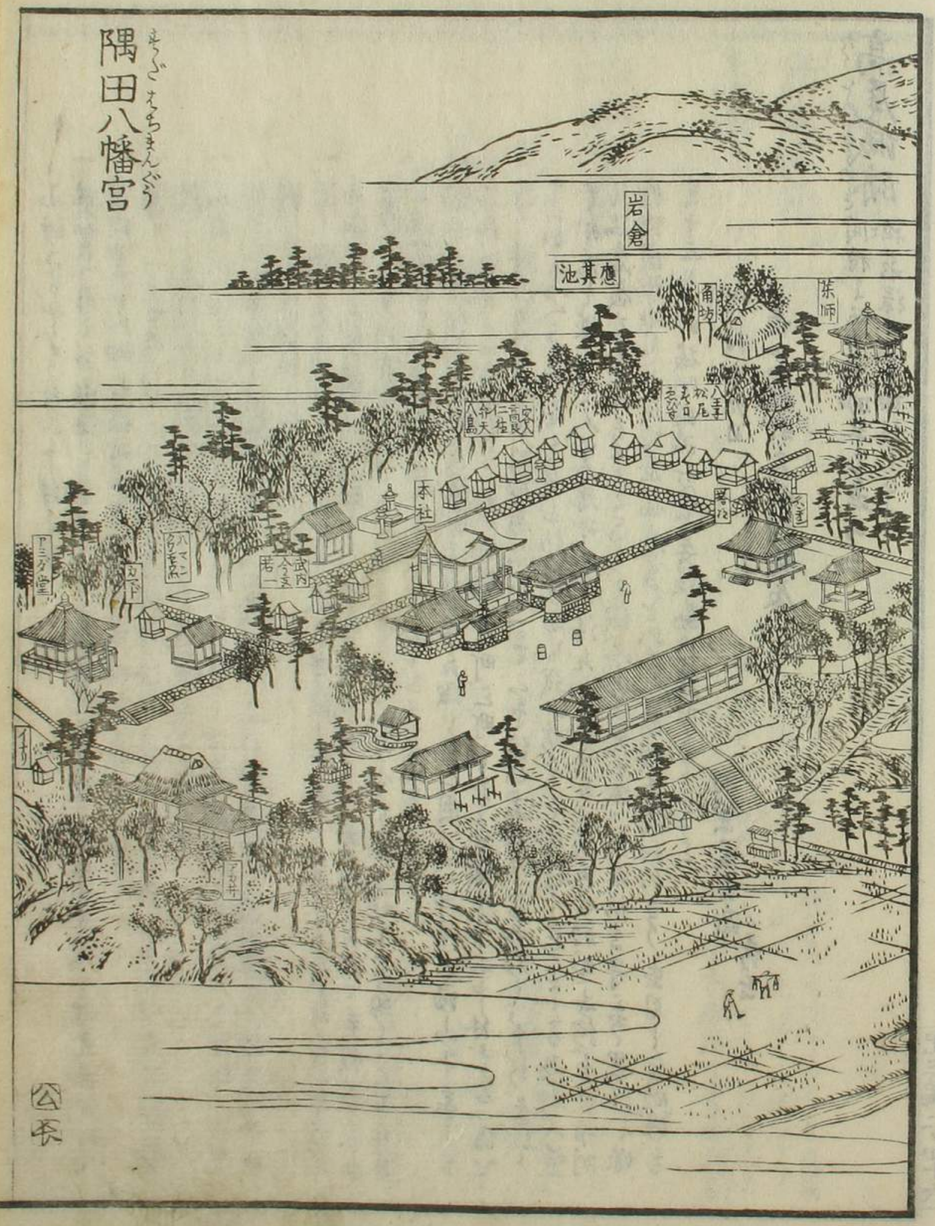

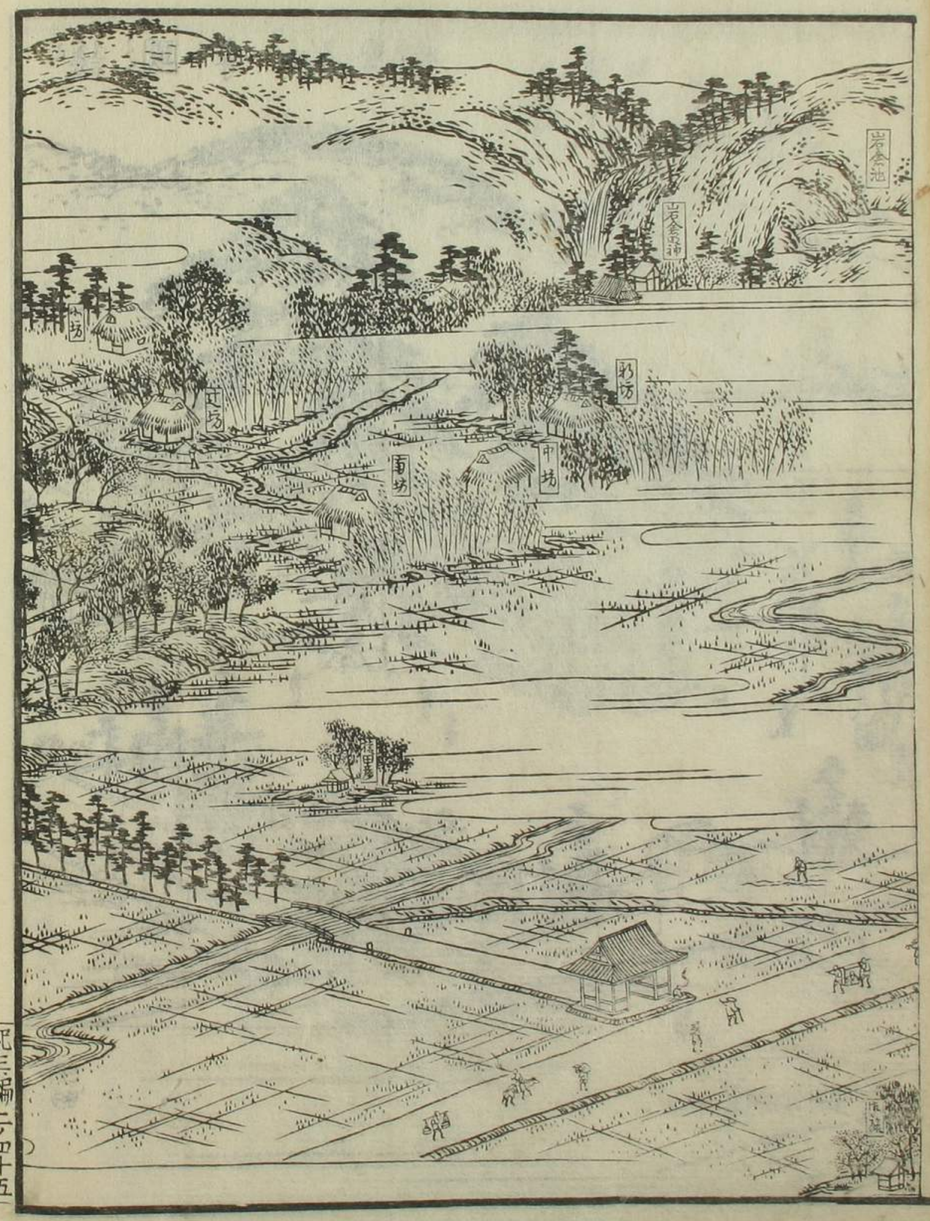

一 ふけさる由にて出申付くるの

一 英賀へ来りし御海しより参る由遁人を或ハ首ばねり或ハ逃失る者町人百姓等ともハ助置姫路山下へ召寄市場を立させ候事

一 息をつかせ候又月九日に宇野民部居城へ取掛十日夷崩おちこがし民部大将親子下野守弟一類彼方ゟ下をふ付出別首申付候事

一 人数引入ゆても不入候ゆ同州へ相働鬼ヶ城夷崩首を出し付る手かの何もあけ候城を数ひさせ候ちの城を出申山の城のちの出申の城康歴と城右馬と城出つの乃城ら之七ッ級取て候事

一 右城を同康歴と申城に藝州逆岩兵後と申者をけんしとして居る同所座形并家中之人質被七ヶ所の城をも亦兩人質相掛も可差置候る可掛て夷殺に相究然一國之人質取方へてお渡しる逆岩兵後一人ゟ命を助り相振るとさ拘くまひ申候所る彼質相り候相渡候彼ゟ本人を八助る藝州へ遣候事

一 同州西中城右之躰之座形居城弓弦城にる申一國一城に押法市場山下家ともふ相戦掛る以虎口を引のけ候て二町三町まる之付城十又ヶ所申付ま候之語とあり掃右をうけさるより彼康歴を二重三重結い名城ともる如右之申聞る所ふかるへくるとも要に付る行申ても我か次第とに持く起つ候る座形人質もかれ右之城之人質康歴まて請取候上之由右文請取二ヶ所をも相分き作州之山名座右之様ゟをさいちし城へ入候て鬼ヶ城へハ八木但馬守に置候岩添と城作州因州境目に而垣屋播磨守と申者置候因伯両國相済ぬり至目申付候城等も去十二日に至播州姫路まて入馬候妻讃勘内蔵て申候事

六月十九日

長宗我部文内少将殿

羽柴藤吉郎

秀吉

高尾城跡 同村にあり隅田平太夫の祖父従松堀左城にといふ

平野城跡 上兵庫村にあり天正の比長の比平野孫左衛門時平の居城といふ

霜山城跡 中嶋村にあり東西八十間南北五十間高さ十間塀の廣さ又高さ深さ二尋本丸二の丸の跡今は猶あり今ハ榊山といふあり隅田荘野に氏乃居城なりといふ

高橋 中下村の西小大和街道の小流に架る比邊人家ありて字を高橋といふ平記に隅田高橋とみえたる高橋氏ハ昔此地より出て後人家ありといふ又平家物語にも高橋判官

長網といふ人あり其人も此地の産人といふも明らかなし

隅田八幡宮 川を隔てある橋判官八重槇として隅しき桂樹一株あり垂井村にあり隅田庄十六箇村の産土神なり社殿の壮麗他の及ぶ比を見ざるなり

本社　拝殿　透樓 本社の前南端にあり　御供所 にあり 透樓の西　神輿藏 にあり 本社の後

鐘樓　僧座　神子座 本社の左端にあり　樓門 北にあり御旅所の側る場の南向なり　末社 數十社あり

三重塔　三昧堂　經藏　護摩堂 往古は往年高有比今は廢址あり　別當大高能寺

境内にあり

○什寶古鏡一面 寺傳に傳へて神功皇后三韓を征し給ふ時の御鏡にて此の人皇后の紋なりといふ

背面の紋寺に捐奉りて文字を含み四十九字あり古體にて讀べからず按ずるに朕銘にて青緑ふして黄金を含む鏡なりといふ珊瑚云漢用小篆隷書三國用隷書とあり此書體篆隷の間にある亦隷のごとくして又猶のめづらしう昔年筑前國怡土郡三雲村にて土中より堀出したるもの形状よく似てり漢魏の古物なること自明なりといへば是ハ寺傳に云る和古佛なるらんか又宋板三國志に船に載て鏡をつとへ皇國に傳へしるとあり或いふ其の一面にや二千年に垂として全體を存せるは寺寶といふべし本國古器志に載したるもの一に此

當社の草創時代久遠みて詳なるべし或説に上古　應神天
皇日高那より大和國に紙を生ずる時の行宮此地なれを
以て後人祠を建て紀氏なるべしと云ひ或は石清水の領と形きるふ当社を隅田の別宮と稱し
男山より政所を置き　鳥羽天皇保安年中隅田堂
の中務原忠村なる人を当社の別當職に補せ
ま之を高連綿として此職に任ぜれる　古文書に源平乱
後隅田の務乃後軍事に専ふして此地に跋扈し威を
近國に振ひしより社殿を建て祭式を厳みして此
神の加護を祈る事蹟是紀及口碑に詳なり南北朝の
間には寄附の神田ありて次に北畠倫房流宣今に多く
傳ふ元永録年間焼亡し事詳なる考へ及ばるの
なし

八幡隅田別當政所符

藤原忠村

右人補任俗別當之職如件

清水検校法師

保安五年二月十日

使

宮守

八幡宮寺公文所下

可早守傍例兵士役事

右當宮帝領者諸國在之而云兵士
役大來田事 東大寺夫役敢無其
催之處今有此沙汰云ノ依先例守傍例
不可勤仕之狀所仰如件

建久八年 月 日

堂達法師
持法師
持寺主法師

以下連署略之

古鏡 直り五寸三分 厚サ四分

廣隆模寫

粉河田

上風村領大城谷の南より続く田地なり此辺の字城戸辺と云

粉河寺縁起云　第四沙門良弘粉河田開墾

良弘ハ大和國内郡大鳥郷河邊多流の住僧なり紀伊國伊都郡隅田荘戸辺といふ所に田二段あり粉河田と名づく寛平元年の秋乃比幸田を守らしめ小田を刈おさめ苗を放て射るに光を出て騒てこれを芦毛の馬なり歩ませ苗を所を撿知せるに小人乃刈ごとくなりぬ苗を取ふりぬ幸を恐怖して祈禱のごとく良弘に寄附せ事は実古城乃ん小歩ごとを伺ふ或歩毫の衣を刈新小袿二把ごとを刈ごとく枕に置ひ還る良弘おせよ刈に高野の政所にて歩ぬ粉河寺城乃幸堂の内陣に入より常住ふ子細をとふに住僧答て重ねて御帳の前小鬼の稲二把あり良弘不思議の心をな

して糸統しごとく因縁を祈念するに夜中小光の小袿来て云我い大悪鬼大将なり汝を真言の行者なり故に形を現して邪を祈るべし国中の人を波久ごと年ハ我なり山寺小袿して来者し彼田を国の一乃坪なり故に上分を刈ごとく戸主の稲穂ならしめごとあらば国中の人民を悩むが為なり良弘夜覚て法ごとく退出ぬるより山田ハ此寺に上分を献ずるなり　今に至て毎年三斗

隅田川　隅田庄を流れ隅川と云伝あれども堀川ハ名ちがひ堀川とよまるる即是なり或ハ今乃堀越谷山の間にてさいり世川といふべし

萬葉三　弁基法師

亦打山暮越行而廬前乃角太河原爾獨可毛將宿

新勅　俊成

わゝ見て人ゝ世をも法もたもてみゝ川系れ名ゝ世乃て

同　藤原盛方

角田川をさゝりふむせゝ乃の法れ義るあしい初ん

續後拾　二條太皇太后宮大貳

定ゝ代ふちゝ世城ゝて角田川ゝさみもゝゝの新ハゝゝ氏

粉河田の由来

神野倉谷
落合滝
岩不動

平木の岩
大師井

庵時 御厨の南岸生村より行く紀乳川へ合流をする長谷を以て菴と云ふの所なり 岩を穿る小坂あり或解義の概説といへども巧やまさなり

新後拾 ちはやぶるかみもまもりぬ唐崎のすみぞ川原に宿やうつせ　祝部尚長

藝園集 待乳山ちかくてふくこんなもがれるる唐崎の秋の月　甕麻呂

待乳山 上風村の乾方にあるなり 淀下れば古場の索りなり まちち山まあしばくもとめ

大寶元年辛丑九月大上天皇幸于紀伊國時歌

萬葉一 朝毛吉木人之母亦打山行來跡見良武樹人友師母　調首淡海

神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕人所誂娘子作歌一首 并短歌　笠朝臣金村

同四 天皇之行幸乃隨意物部乃八十伴雄與出去之愛夫者天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管麻裳吉木道爾入立眞土山越良武公者黃葉乃散飛見乍親吾者不念草枕客乎便宜常思乍公將有跡安蘇蘇二破且者雖知之加須我仁默然得不在者吾背子之往乃萬萬將追跡者千遍雖念手嬬

女吾身之有者道守之將問答乎言將遣爲便乎不知跡立而爪衝

同六 石上振乃尊者弱女乃惑爾緣而馬自物繩取附肉自物弓笑圍而王命恐天離夷部爾退古衣又打山從還來奴香聞

同九 朝裳吉木方往君我信土山越濫今日曾雨莫零根

同十二 椽之衣解洗又打山古人爾者猶不如家利

同十三 乞吾駒早去欲亦打山將待妹乎去而速見牟

後撰 いつしらと待乳の山乃搖れもてもの余ほよ思ふ　よみ人しらず

拾遺 こぬ人を待ちれ山の郭公れんりをなくる　同

新古今 待ちをを待乳の山乃女郎花おれしなるる人ぞうらし　小野小町

同 待ちわびぬ人を待乳乃山ちかをいざよひ月　太上天皇

同 なの花ちかしく人を待乳山風ちらすな山ぶきの花　よみ人しらず

續古今 かくばかりまちの山せんとこそやをしほよ嘆くん　天暦御歌

真土山

真土峠

あひのれい
ふれうて
こゝろを
ゆめちやま
ゆふぐれ　ゆきて
やかてを
ふみとゝも

宜長

きとて
ゑやまの
まゝ
白ぬふ
ふはふ
まぢかの
ひとくらゝ
大平

紀州より大和
国へ越ゆせし
ぐ両国の
ひ真土とふて
る

きのくにの
さゝひを
しゝん
あちこ
ちの
川
やゝも
これうそ
ゝ

遊行他阿

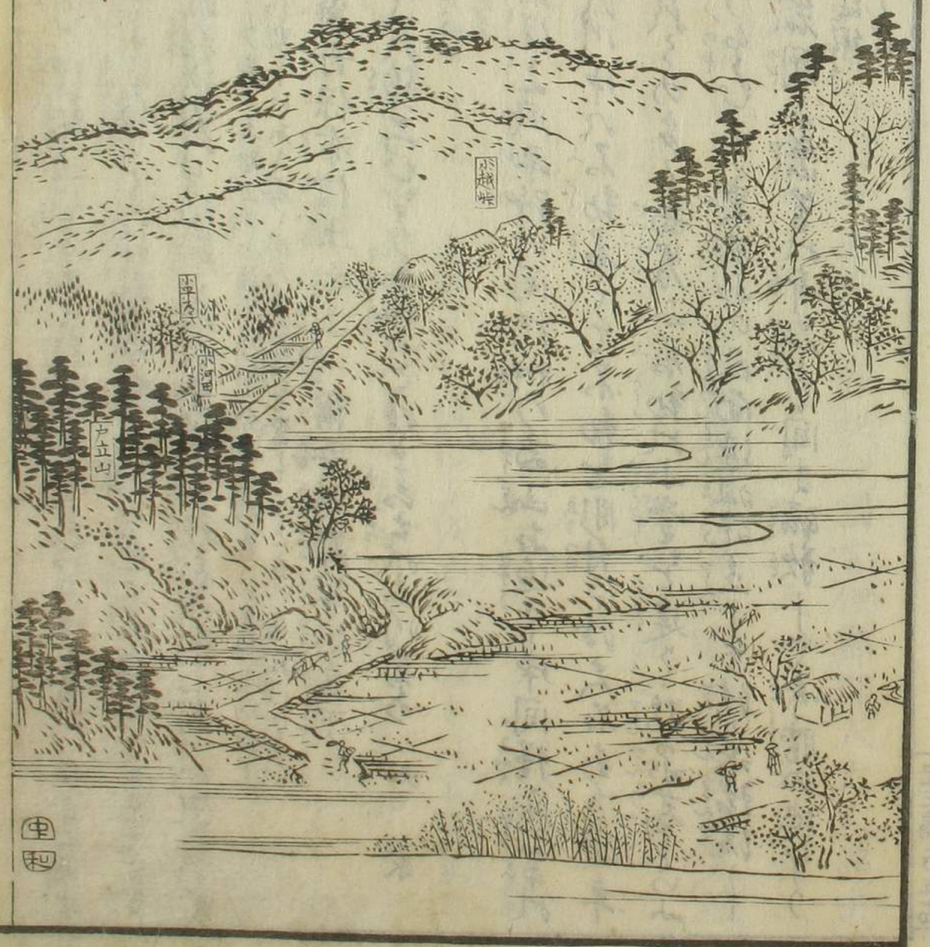

同　我背子と待乳の山に昔ゆ　鎌倉右大臣

新千載　なほ下ふるも合坂の待乳山中山ゆ越ばいとはじ　前参議定實

新續古今　咲やらぬ花咲ぬれば人あの先の新芽乃末の雲　前攝政右大臣

堺川　萬葉七　白拷爾丹保布信土之山川爾吾馬難家戀良下

續古今　うちつけに弱るづむなり公ぬふこ[illegible]まちに山川ぞあり　知家

落合不動　御乃の小

堺川の上流上風平野の間紀和乃両山迫て中間僅に一帯れ流を通ぶ川中に不動岩として不動を彫付る所大石あり近年祈願を乞の多く西岸ふ不動小堂を建て防泉菴と号し爲帽子岩開て岳寺れ寺石を間に据て寺勝の地なり

六人部氏　宅址

貞觀八年七月廿五日丁卯紀伊國言伊都郡人六人部由貴繼生白人男女二人男年二歳長二尺四寸女五歳長三尺一分兩兒生而肌膚鬢髮眉眼擧身純白如雪因得見暗夜不能向白日父母陰藏養成今圖其形進之

紀和両國古堺

今の堺川乃東官道ゆ行る山を待乳峠といひて大和國ゆ繰り古ハ峠より西ハ南の方を城山と称し南海道ゆ万葉集ゆ所謂美吉山是なり上世此海道紀本戸と名づく帝都より紀伊國ゆ出る門の義なり之山脚を菖蒲連峯ふ起りて和より南に走り紀和両國乃陽をなせり古國郡の堺を定むるゆ紀ハ山れ東を大和ゆ西ハ紀伊ゆ成り笠新田金村乃寄ふも本道ゆ入れ美吉山とよん新なりん粉河寺縁紀ゆ之ゆ紀あれども文整きを作り畧り又峠の西ハ禁に

本原畠田等の村ありて今大和に属するれども天正以前の文書に二村を我隅田荘と云ふ益證とすべし又毛谷山は古は紀和泉國堺の山今は大和國の地なり名所記の類或は武蔵〻〻或は駿河とするもの皆萬葉集の説ふるかるもの誤

といふべし

下 紀伊國隅田庄木原畠田

補任

地頭代職事

隅田二郎兵衛尉忠能

紀三編二ノ五十五

右以人所補任彼職也年貢

下任先例所致沙汰狀如件

永仁六年六月十九日

下 紀伊國隅田庄木原畠田

定補 地頭代職事

隅田三郎兵衛尉

右人所補彼職也早必元可之

所勢之狀如件以下

弘安十二年正月十九日

右二通葛原平兵衛藏

紀伊國名所圖會二編卷之二終